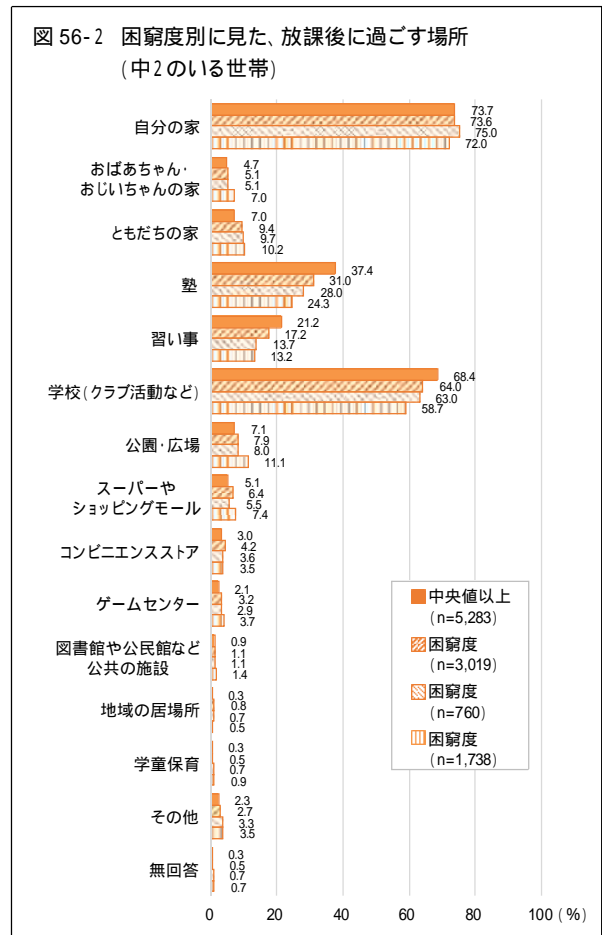
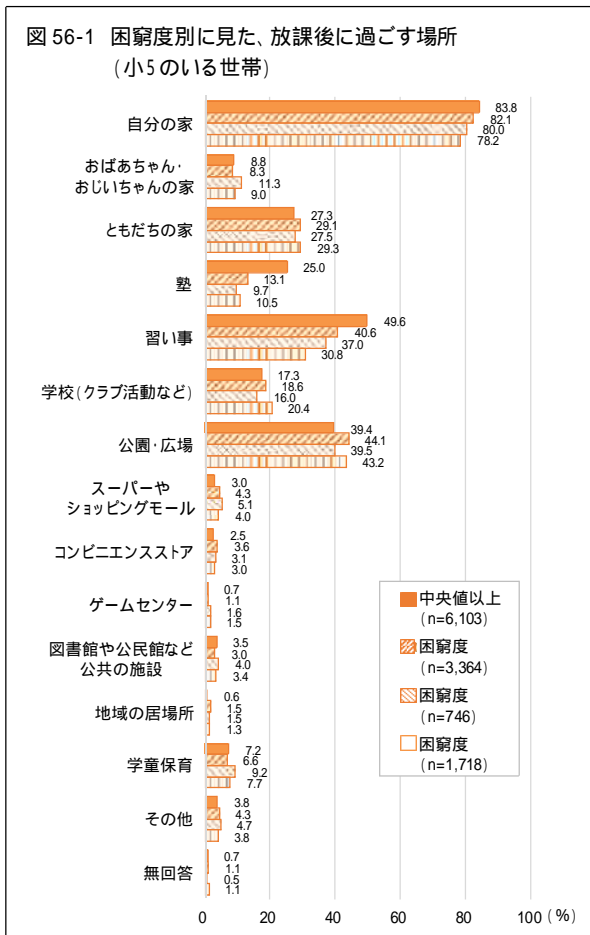
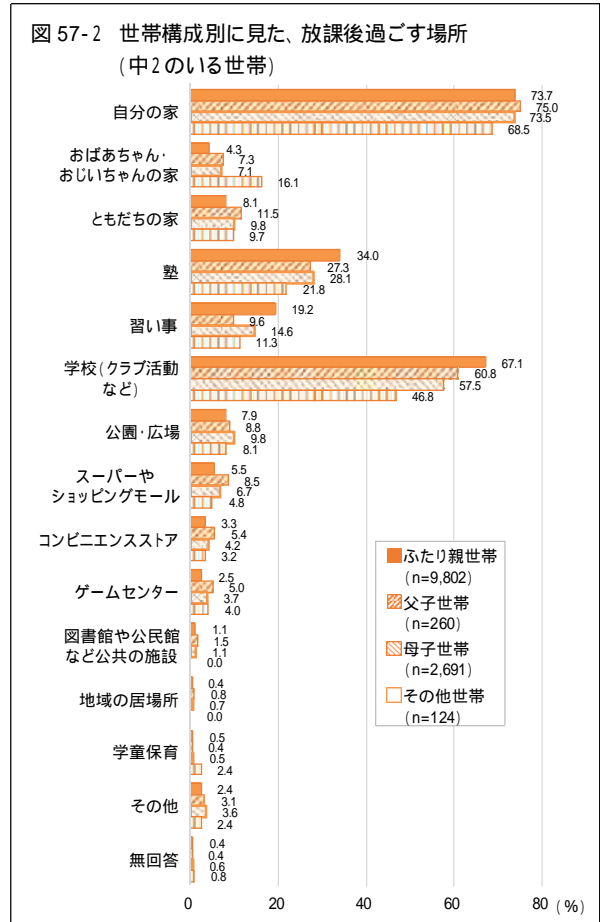
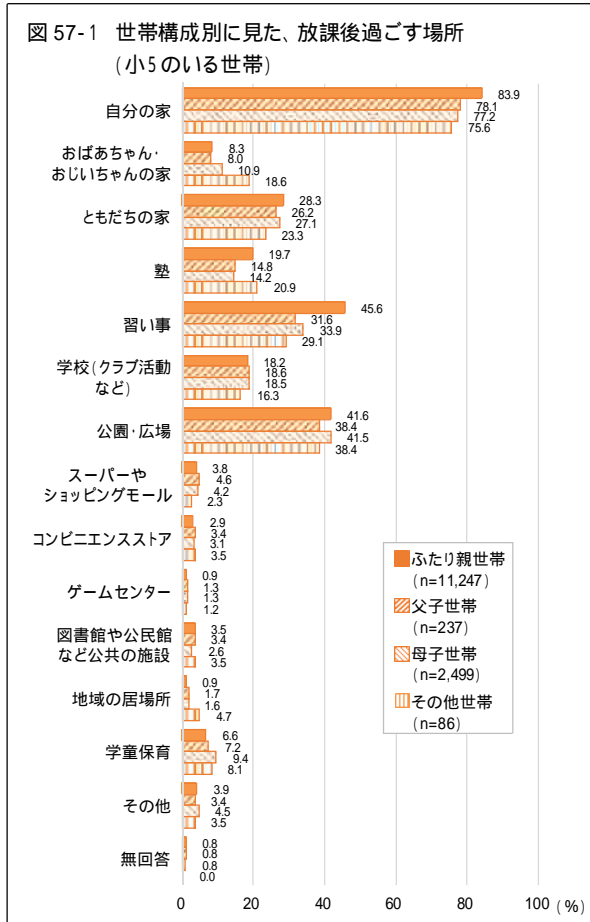


困窮度 群では 24.3%、「習い事」が中央値以上群では 21.2%であるのに対し困窮度 群では 13.2%、「学校(クラブ活動など)」が中央値以上群では 68.4%であるのに対し困窮度 群では 58.7% (図 56-2)となっています。

(イ) 世帯構成別

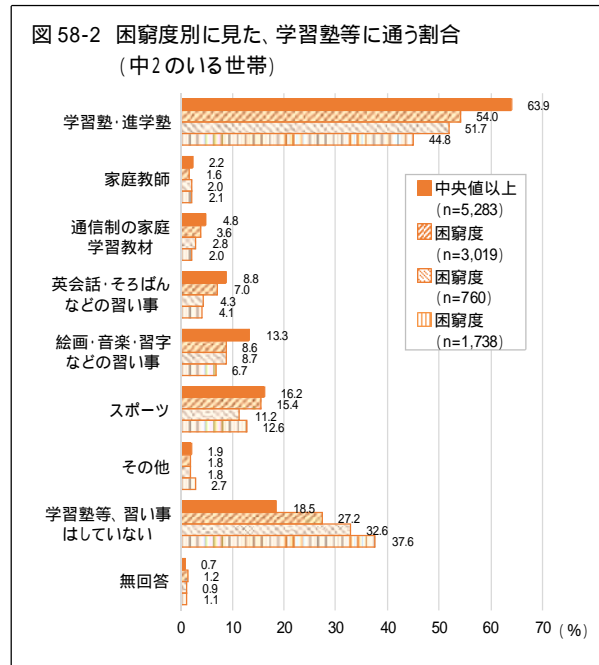
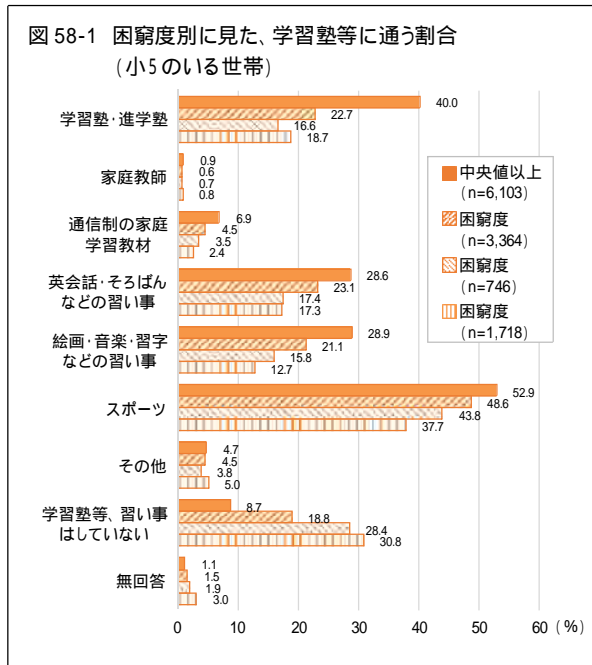
差が大きい項目を見ると、小学校5年生の場合、「習い事」がふたり親世帯では 45.6%であるのに対し、母子世帯では 33.9%、父子世帯では 31.6%、(図 57-1)、中学校2年生の場合、「塾」がふたり親世帯では 34.0%であるのに対し、母子世帯では 28.1%、父子世帯では 27.3%、「習い事」がふたり親世帯では 19.2%であるのに対し、母子世帯では 14.6%、父子世帯では 9.6%、「学校(クラブ活動など)」がふたり親世帯では 67.1%であるのに対し、母子世帯では 57.5%、父子世帯では 60.8% (図 57-2)となっています。





ウ 学習塾や習い事の利用状況

小学生と中学生とで大きく変わっていますが、どの利用先も困窮度が高くなるにつれて、利用している割合が低くなり、「学習塾、習い事はしていない」と回答する割合が高くなっています。差が大きい項目を見ると、小学校5年生の場合、「学習塾・進学塾」が中央値以上群では40.0%であるのに対し困窮度 群では18.7%、「絵画・音楽・習字などの習い事」が中央値以上群では28.9%であるのに対し困窮度 群では12.7%、「学習塾等、習い事はしていない」が中央値以上群では8.7%であるのに対し困窮度 群では30.8%(図 58-1)、中学校2年生の場合、「学習塾・進学塾」が中央値以上群では63.9%であるのに対し困窮度 群では44.8%、「学習塾等、習い事はしていない」が中央値以上群では18.5%であるのに対し困窮度 群では37.6%となっています(図 58-2)。



エ こどもの毎日の生活

(ア) 楽しいこと

差が大きい項目を困窮度別に見ると、小学校5年生の場合、「学校生活やクラブ活動に参加しているとき」が中央値以上群では 59.0%であるのに対し、困窮度 群では 54.2%、「塾や習い事で過ごしているとき」が中央値以上群では 39.2%であるのに対し困窮度 群では 28.2% (図 59-1)、中学校2年生の場合、「学校生活やクラブ活動に参加しているとき」が中央値以上群では 57.8%であるのに対し、困窮度 群では 52.7% (図 59-2)となっています。

(イ) 悩んでいること

差が大きい項目を困窮度別に見ると顕著な違いは見られません (図 60-1、図 60-2)が、世帯構成別に見ると、中学校2年生の場合、「おうちのこと」が、ふたり親世帯では 8.4%であるのに対し、母子世帯では 11.9%、父子世帯では 17.3% (図 61-2)となっています。

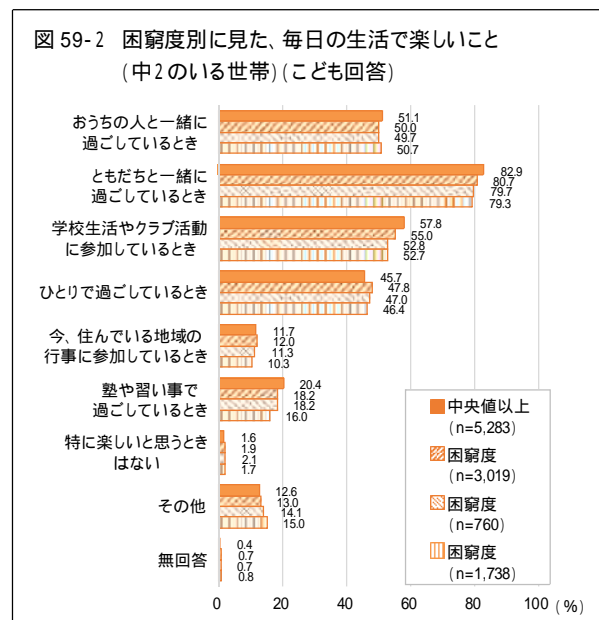
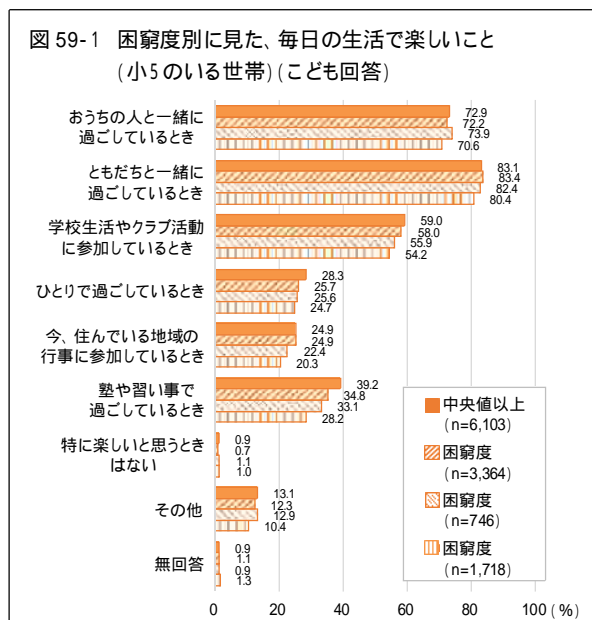


図 60-1 困窮度別に見た、悩んでいること
(小5のいる世帯)(こども回答)

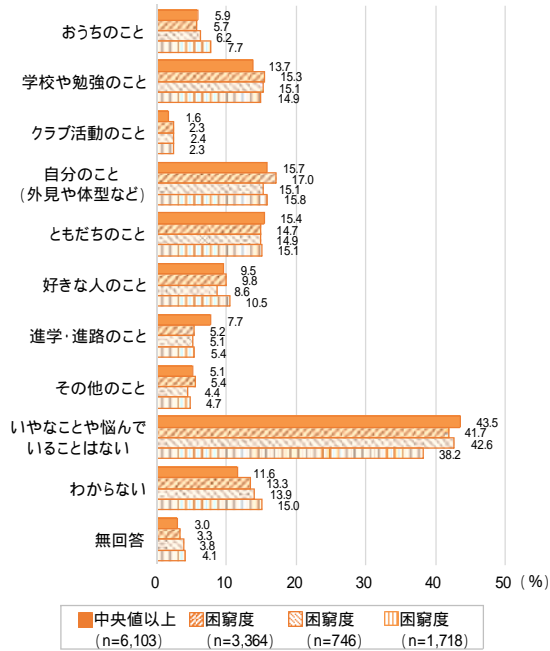


図 60-2 困窮度別に見た、悩んでいること
(中2のいる世帯)(こども回答)

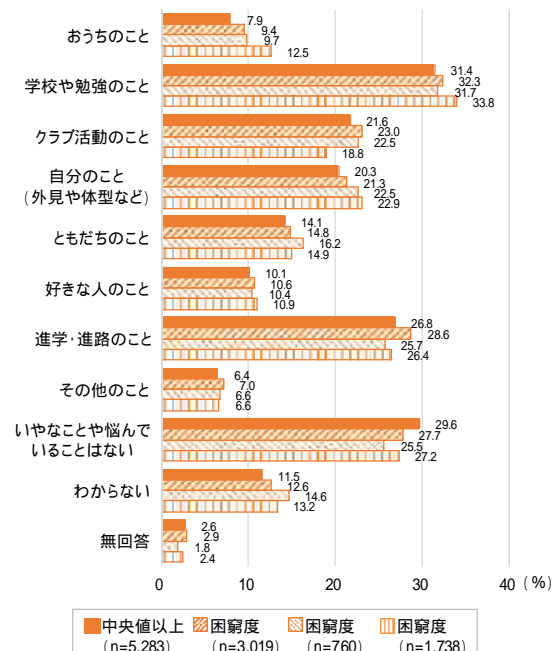


図 61-1 世帯構成別に見た、悩んでいること
(小5のいる世帯)(こども回答)

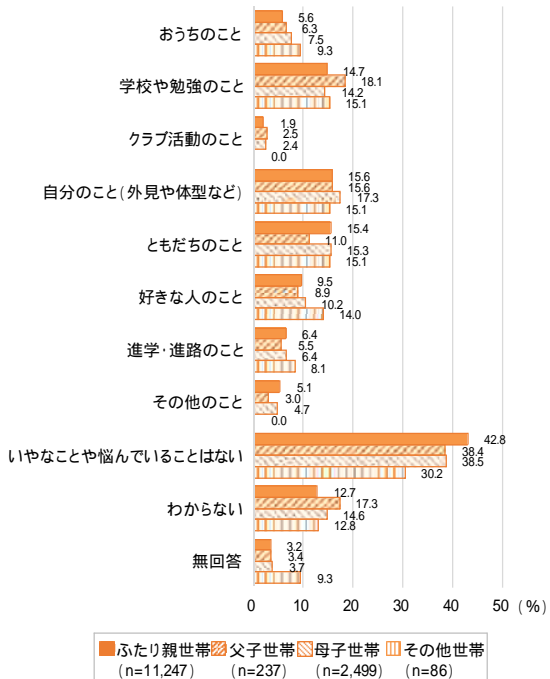
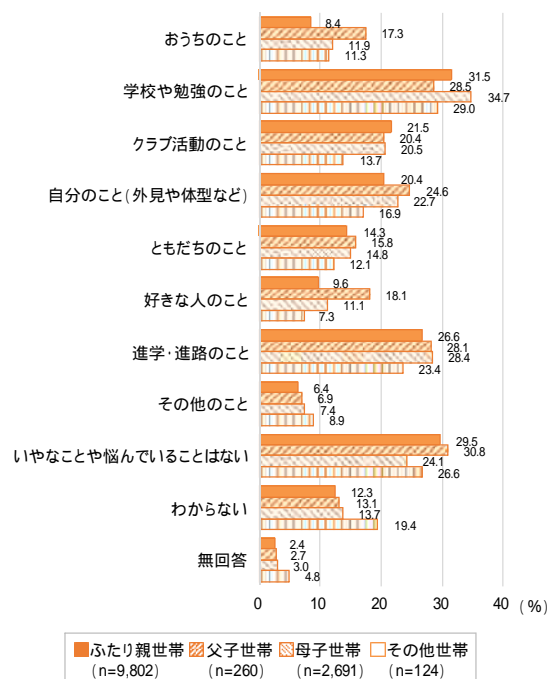


図 61-2 世帯構成別に見た、悩んでいること
(中2のいる世帯)(こども回答)



オ 保護者が困ったときの相談先

(ア) 困窮度別

困窮度別の保護者が困ったときの相談先について、中央値以上群と困窮度 群との間で差が大きい項目に着目しながら困窮度 群の数字を挙げると、小学校5年生・中学校2年生のいる世帯では、「地域の民生委員・児童委員」が 0.4% (中央値以上群に対して 4.0 倍)、「相談できる相

手がない」が 5.0% (3.1 倍)、「公的機関や役所の相談員」が 3.8% (2.2 倍) (図 62-1) となっています。

5 歳児のいる世帯では、「相談できる相手がない」が 3.7% (中央値以上群に対して 4.1 倍)、「地域の民生委員・児童委員」が 0.5% (2.5 倍)、「民間の支援団体」が 0.7% (1.8 倍) (図 62-2) となっています。

また、相談先の箇所数としてみた場合、困窮度が高くなるにつれ、相談できる相手がないと相談先が1か所の割合の合計は高くなっており、小学校5年生・中学校2年生のいる世帯では、中央値以上群は 15.1% であるのに対し困窮度 群は 30.0% (図 63-1)、5 歳児のいる世帯では、中央値以上群は 9.4% であるのに対し困窮度 群は 18.6% (図 63-2) となっています。

(イ) 世帯構成別

世帯構成別に保護者が困ったときの相談先について、「相談相手がない」に着目すると、小学校5年生・中学校2年生のいる世帯は、ふたり親世帯で 2.0%、父子世帯で 6.4%、母子世帯で 5.4% (図 64-1) となっています。

5 歳児のいる世帯は、ふたり親世帯で 1.1%、父子世帯で 7.7%、母子世帯で 4.5% (図 64-2) となっています。

また、相談先の箇所数としてみた場合、相談できる相手がないと相談先が1か所の割合の合計は、小学校5年生・中学校2年生のいる世帯では、ふたり親世帯は 16.0% であるのに対し、母子世帯は 30.5%、父子世帯は 39.8% (図 65-1)、5 歳児のいる世帯では、ふたり親世帯は 9.9% であるのに対し、母子世帯は 24.2%、父子世帯は 31.5% (図 65-2) となっています。

図 62-1 困窮度別に見た、保護者が困ったときの相談先
(小5・中2のいる世帯)

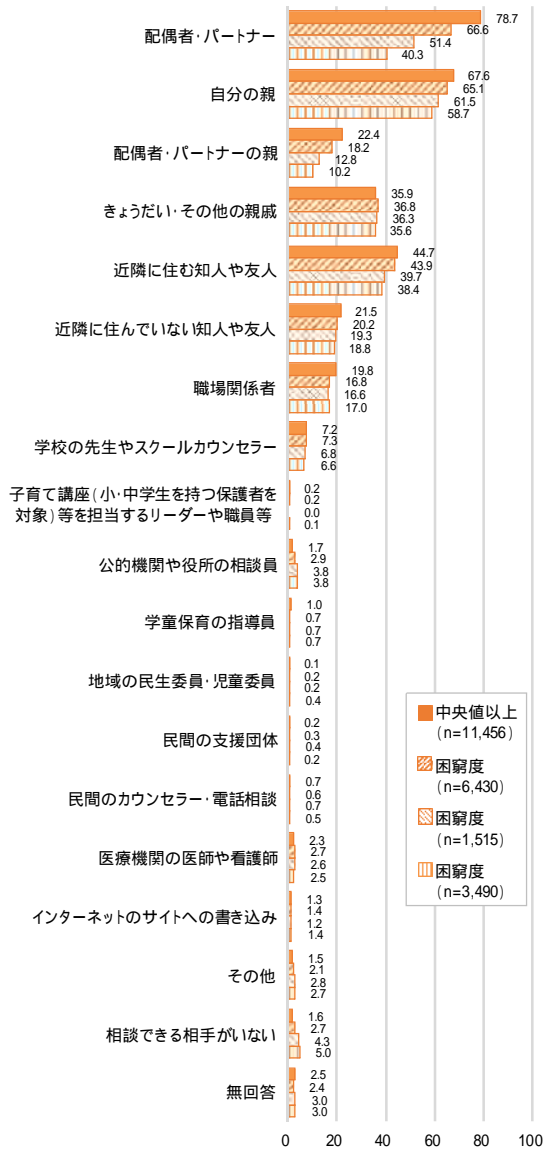


図 62-2 困窮度別に見た、保護者が困ったときの相談先
(5歳児のいる世帯)

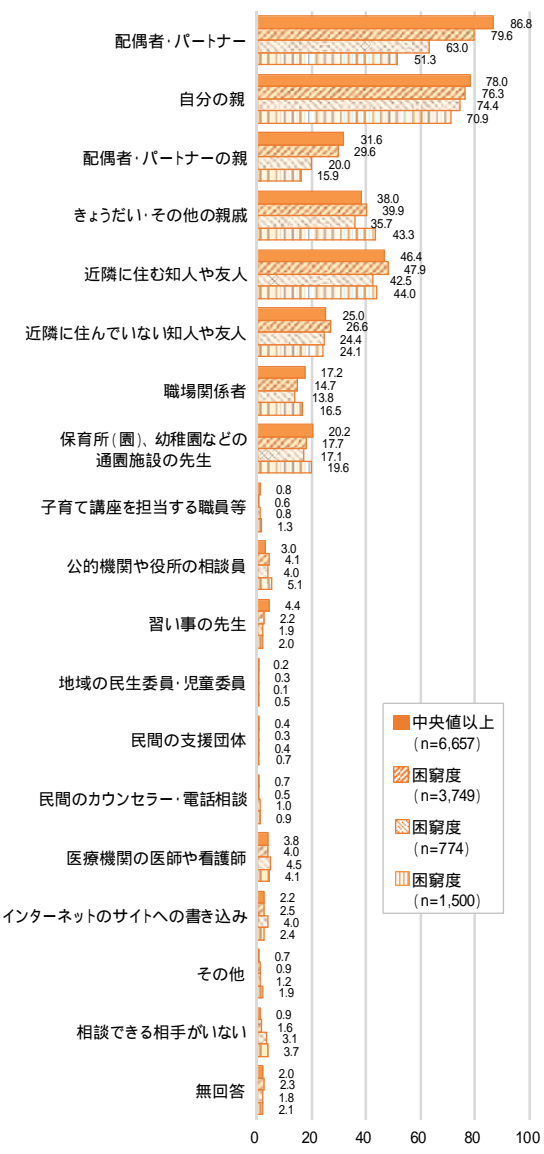


図 63-1 困窮度別に見た、相談できる相手
(小5・中2のいる世帯)

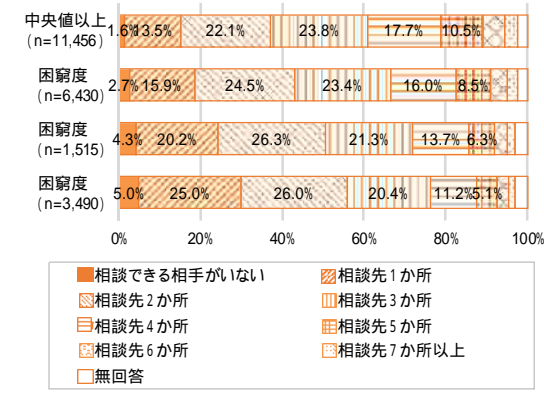


図 63-2 困窮度別に見た、相談できる相手
(5歳児のいる世帯)

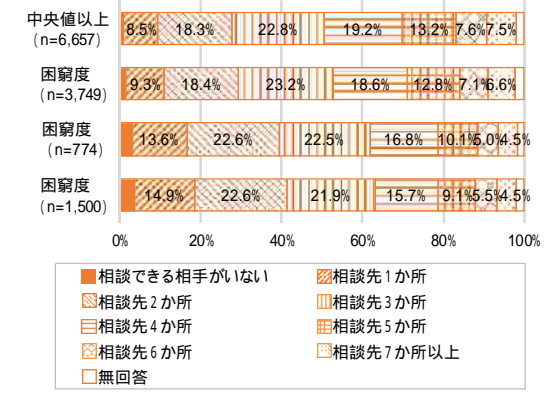


図 64-1 世帯構成別に見た、保護者が困ったときの相談先
(小5・中2のいる世帯)

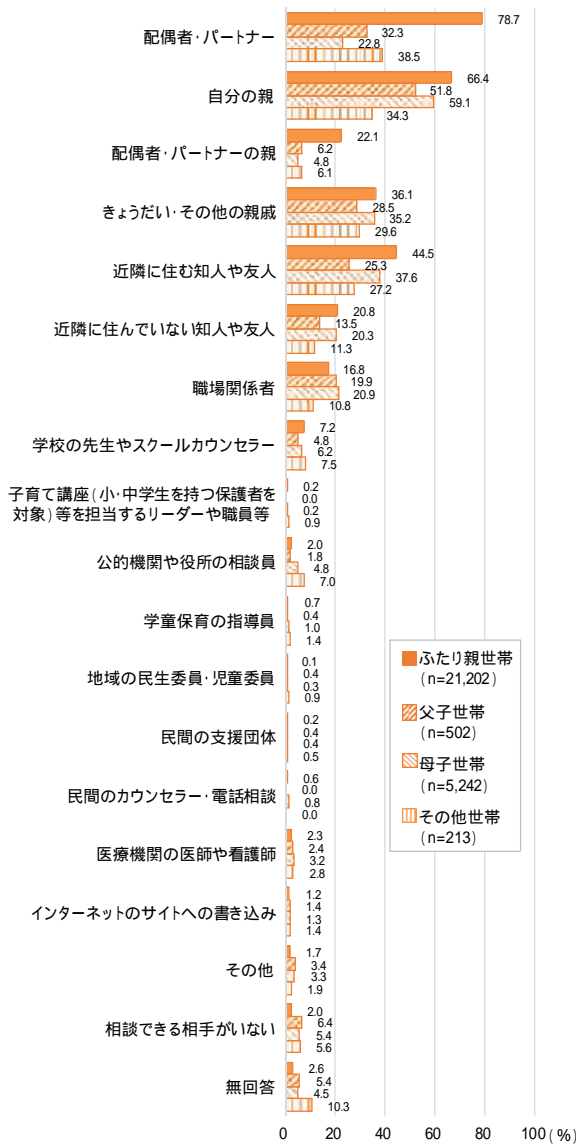


図 64-2 世帯構成別に見た、保護者が困ったときの相談先
(5歳児のいる世帯)

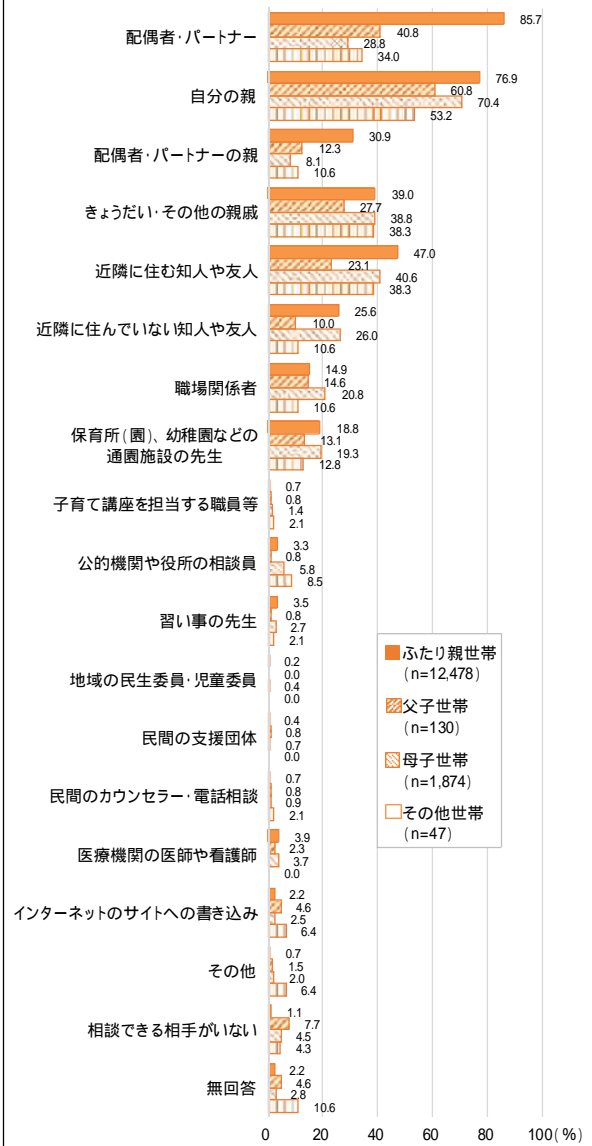


図 65-1 世帯構成別に見た、相談できる相手
(小5・中2のいる世帯・保護者回答)

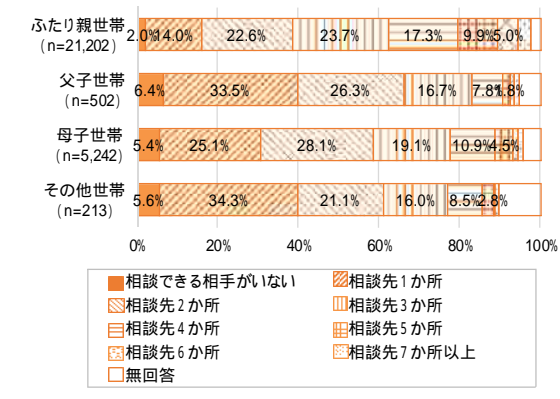
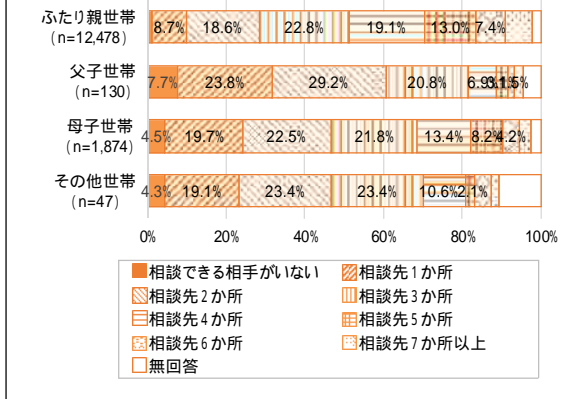
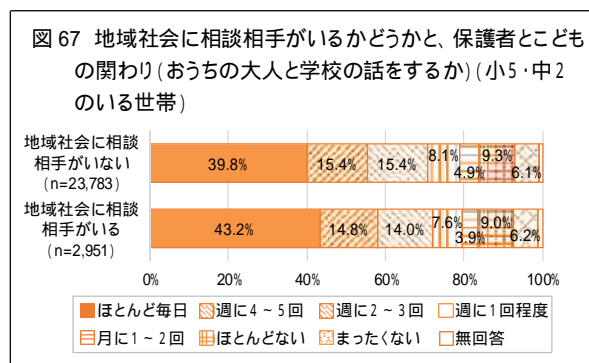
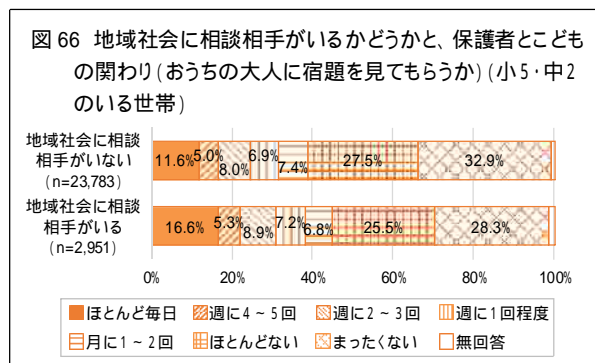


図 65-2 世帯構成別に見た、相談できる相手
(5歳児のいる世帯・保護者回答)



カ 地域社会に相談相手がいるかどうかと、保護者と子どもの関わり

地域社会に相談相手がいる群の方が、「うちの大人に宿題をみてもらう」に「ほとんど毎日」と回答する割合が高く(図 66)、「うちの大人と学校のできごとについて話す」に「ほとんど毎日」と回答する割合が高くなっています(図 67)。



「学校の先生やスクールカウンセラー」「子育て講座(小・中学生を持つ保護者を対象)等を担当するリーダーや職員等」「公的機関や役所の相談員」「学童保育の指導員」「地域の民生委員・児童委員」「民間の支援団体」「民間のカウンセラー・電話相談」「医療機関の医師や看護師」のうちの少なくとも一つを選択した人を、「地域社会に相談相手がいる」としています。

3 主な課題

子どもの貧困は、経済的資本、ヒューマンキャピタル、ソーシャルキャピタルの欠如が複合的に絡んだ生活問題・社会的格差問題であり、実態調査において確認された、子どもや青少年、保護者を取り巻く以下のような課題に対し、個々の実情を見据えながら、支援を行っていく必要があります。

(1) 家計と収入に関すること

実態調査では、概ね半年間の経験と限定していたにもかかわらず、生活上の困難の経験については、困窮度が高くなるにつれ多くなっており、生活面での様々な格差の存在が浮き彫りになったと言えます。また、生活上の困難さは保護者の心理面にも影響を与え、さらには、子どもへの働きかけにも影響を及ぼしています。

家庭の経済状況は就業状況によって大きな違いがあり、非正規群は正規群に比べ家計が赤字の割合が高くなっているなど、家庭の経済的基盤を確立するには安定した雇用の確保が不可欠です。特に、ひとり親(特に母子)世帯は、正規群の割合が低く、非正規群の割合が高いとともに、世帯収入が低く、家計が赤字の割合が高く、困窮度が高い世帯が多くなっています。誰もがより良い将来の展望を持ちながら働くことができるよう、個々の世帯の状況に応じた就業支援の充実を図ることが必要です。

また、社会保障制度の利用状況については、困窮度が高くなるにつれ受給している割合が高くなりますが、困窮度 群においても、就学援助や児童扶養手当を受けたことがないと回答した世帯が1割程度存在しています。受給できる世帯が確実に受給できるようにするため、支援を要する世帯を発見し、適切な支援につなぐ仕組みが機能するよう取り組む必要があります。

(2) ひとり親世帯の生活の困難さに関すること

ひとり親世帯の親の約9割は就業していますが、ひとり親世帯では、就業と子育てとの両方を一人で

担わなければならないことから、より高い収入が得られる正規雇用の職に就くことを希望しながらも、労働時間の融通が利きやすいということはあるものの、多くの場合十分な収入を得ることが難しい非正規雇用の職に就かざるを得ない状況があります。特に母子世帯において非正規群の割合が高く、収入の水準は低くなっており、4割以上が困窮度 となっています。そのため、より良い条件で就業し、経済的に自立できるよう支援するとともに、ひとり親世帯のニーズに応じた子育て・生活支援策についても、その充実を図る必要があります。

また、親はこどもの養育と発達についての第一義的な責任を有しており、離婚した場合でもその責任を免れるものではなく、こどもを監護していない親も養育費を負担して扶養義務を果たさなければなりません。実際には、養育費の受給率は困窮度にかかわらず1割程度にとどまっています。養育費はこどもの健やかな成長にとって重要なものであり、こどもにとって養育費の受取りは当然の権利であることから、養育費の取決め及び履行が促進されるよう取り組むことが必要です。

ひとり親世帯の親は、親としての役割を一人で担っており、ふたり親世帯の親に比べ心身ともに負担感が強いものがありますが、相談できる相手は少ない傾向にあり、特に父子世帯においてはその傾向が顕著です。また、こどもの悩み事について、「おうちのこと」で悩んでいる割合は、ひとり親世帯の方がふたり親世帯よりも高くなっています。ひとり親世帯のこどもの育ちも見据え、ひとり親世帯の親に対するサポート体制を強化する必要があります。

(3) 若年で親になった世帯の生活の困難さに関すること

10代や20～23歳で初めて親となった世帯は、24歳以上で初めて親となった世帯に比べて、親の最終学歴が中学校卒業や高等学校中途退学の割合が高く、就業について非正規群の割合が高く、困窮度も高くなっています。青少年が将来家庭を持ち、親としての責任を果たしていく上で、問題意識を持って主体的に自らの将来を展望し、生活設計を立てる力を身につけることができるよう支援することが必要です。

また、若年で親になった母親ほど心身の負担感が強い傾向があります。若年の妊婦が安心して出産、育児に臨める環境を整えるとともに、若年で親になった世帯の個々の状況に応じた適切な支援につなぎ、自立した生活を送ることができるよう、長期的に支援することが必要です。

(4) 健康と経済的困難に関すること

経済的な理由による厳しい経験を重ねているほど、あるいは、困窮度が高くなるにつれ、こどもや保護者の心身の自覚症状が悪化しており、家庭の経済状況は、こどもや保護者の健康面にも影響を及ぼしています。また、困窮度が高くなるにつれ、保護者の健康診断の受診率が低くなるとともに、こどもを医療機関に受診させることができなかつた割合が高くなっています。家庭の経済状況によって健康面での格差ができるだけ生じることのないよう取り組むことが必要です。

また、健康や体力はあらゆる活動の源であり、食生活や睡眠、運動など規則正しい生活習慣によって形成されるものですが、1日の生活をスタートするための大切な活力源となる朝食について、こどもの朝食の頻度は、5歳児の段階で困窮度が高くなるにつれ低くなっているほか、学習習慣や学習理解、保護者との関わりにも影響を及ぼしています。こどもの頃から規則正しい食習慣を身につけるなど、こどもの心身の健康が保持・増進されるよう取り組むことが必要です。

(5) 経済的困難と学習習慣・生活習慣に関すること

困窮度が高くなるにつれ、こどもの勉強時間や読書時間が短く、遅刻をしない割合や学習理解度が低くなっており、また、全国学力・学習状況調査の結果からは、1日当たりの勉強時間だけでなく、基本的な生活習慣も学力と大きく関係していることが明らかとなっています。実際に、起床時間が決まっていないこどもや、朝食をきちんと食べないこどもは、そうでないこどもよりも、勉強時間や読書時間が短く、遅刻をしない割合が低くなっています。乳幼児期は望ましい生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期ですが、5歳児の段階で、困窮度が高くなるにつれ、保護者がこどもの生活リズムを整える割合が低くなっています。こどもの学習理解度を高めるためにも、学習習慣の定着を促し、こども一人一人の状況に応じた学力向上の取組みを推進するとともに、こどもが規則正しい生活リズムを獲得できるよう支援することが必要です。

また、困窮度が高くなるにつれ、塾や習い事に通う割合や中学校の部活動に参加する割合、家族以外の大人と一緒に過ごす割合、保護者がこどもの将来に対して期待している割合、こどもが希望する進学先の学歴が低くなっています。困窮度が高い世帯のこどもは、家族や身内の大人以外の大人との交流が少なく、また、生活困窮に起因する様々な生活上の困難により、こどもや保護者の未来に対する希望が損なわれている可能性が考えられます。家族や身内の大人以外の大人との交流を通じて、こどもの学習意欲が高められたり、こどもに多様な進路の選択肢があり未来に希望を感じられるような環境を整えることが必要です。

(6) つながりに関すること

こどもが放課後一緒に過ごす人や放課後に過ごす場所についても、困窮度や世帯構成によって違いが見られます。特に、中学生の場合にその違いは顕著であり、困窮度が高くなるにつれ、あるいは、ふたり親世帯よりもひとり親世帯の方が、学校の部活動に参加しておらず、放課後一人である割合が高い傾向にあります。放課後一人である群の方が一人であることはない群に比べ自己効力感が低くなっていることを踏まえ、こども同士やこどもと地域の大人との交流が深まるよう取り組むことが必要です。

保護者が困ったときや悩みがあった場合でも一人で抱え込むことなく、周りの人に相談できる環境にあることが大切ですが、困窮度が高くなるにつれ、また、ふたり親世帯よりもひとり親世帯の方が、相談できる相手が少なくなる傾向があります。また、地域社会に相談相手がいる保護者の方が、地域社会に相談相手がいない人よりも、こどもとの関わりが深い傾向にあります。経済的に厳しいと保護者が地域で孤立しやすく、保護者の交友関係の狭さがこどもにも影響を及ぼしている可能性が考えられることから、保護者が地域で孤立することのないよう取り組むことが必要です。

第2章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

すべての子どもや青少年が、その生まれ育った環境にかかわらず、自らの未来に希望を持って何事にも前向きに取り組み成長し、他者とともに社会の一員として自立して活躍できる社会を、大阪のまちの力を結集して実現します。

2 重視する視点

実態調査において確認された課題等に基づき、次に掲げる六つの視点を重視して、こどもの貧困対策を推進します。

(1) 子どもや青少年の生きる力の育成

貧困の世代間連鎖を断ち切るためには、子どもや青少年自身が、心豊かに力強く生き抜き、未来を切り開いていけるようにすることが何よりも重要です。家庭環境にかかわらず、子どもや青少年の生きる力が確実に育まれるよう取り組みます。

(2) 切れ目のない支援の推進

子どもや青少年、保護者、家庭の抱える課題は複合的であり、かつ、子どもや青少年の成長段階や家庭環境によって変化します。必要な施策を切れ目なく推進するとともに、関係機関と学校の連携を進め、必要な施策が必要な人に確実に届くよう取り組みます。

(3) ひとり親世帯への支援の充実

ひとり親世帯の親は、子育てと生計の担い手という役割を一人で担うなど様々な生活上の課題を抱えており、実態調査においても、ひとり親世帯には経済的に厳しい世帯が多く、就労状況において非正規群の割合が高いなどの課題が確認されました。こどもの貧困対策の観点から支援に取り組みます。

(4) 若年で親となった世帯への支援の充実

実態調査において、若年で親となった世帯については、保護者の最終学歴が中学校卒業又は高等学校中途退学の割合が高く、経済的に厳しい世帯が多いことが確認されました。青少年が正しい知識のもと主体的に将来設計が行えるようにするとともに、若年で親となった世帯の特性を踏まえた支援を推進します。

(5) 社会的養護における自立支援の充実

就労や進学を契機に児童養護施設等を退所した児童は、保護者の経済的困難や虐待などの家庭的背景から、実親等の援助を物質的にも精神的にも望みにくく、また、虐待などにより対人関係の構築が難しいことなど、自立生活に課題を抱えている場合が多くあります。入所期間を通じて、子どもや青少

年が社会性を獲得し、施設等に入所している時期から、将来の自立に向けて家庭的な環境のもと愛着形成を図り学習や就労支援に取り組むとともに、退所後も孤立することのないよう支援の充実に取り組みます。

(6) 社会全体で取り組みを推進

貧困の連鎖を断ち切ることは、子どもや青少年が自分の将来の生活を豊かにするというだけでなく、将来の税収の減少や社会保障費の増大といったリスクを低減させ、活力ある社会の創造につながることから、未来への投資であると言えます。保護者が子育ての第一義的責任を有することを前提としながらも、家庭や学校をはじめ、地域や企業など社会全体で取り組みます。

3 施策体系

以上の六つの視点を踏まえ、基本理念の実現に向けて推進する事業・取り組みを次の四つの施策に沿って整理し、総合的に取り組みを推進します。



施策1 こどもや青少年の学びの支援の充実

こどもや青少年が、発達段階に応じて自ら直面する課題に向き合い、自ら学び、自ら考え、よりよく問題を解決する能力や、自らを律しつつ他者と協調しながら、心身ともにたくましく成長するための「生きる力」を身につけることは、貧困の連鎖を断ち切るための重要な基盤となります。

そのため、静穏かつ明るい教育環境のもと、一人一人のこどもや青少年が様々な課題を乗り越える力を確実に身につけられるよう取り組みます。

(1) すべての基礎となる幼児教育の普及と質の向上を図ります

人間形成の基礎となる乳幼児期の健やかな育ちはその後の成長の大切な基盤となります。保護者や保育者などの大人から、不安やおそれに対して安心感を与えられた経験を積み重ねることで、他者との信頼関係を築き、自分の存在を肯定的にとらえ、安定した対人関係を結ぶことができるようになります。個人差が大きい乳幼児期のこどもたち一人一人の健やかな育ちを保障し、生活全体の連続性を踏まえて、こどもを取り巻くすべての大人が連携を取りながら、共に育てるという意識を持ち、育ちを支えていくことが大切です。

また、乳幼児期における質の高い教育を保障することは、将来の進学率の上昇や所得の増大をもたらすなど、経済的な格差を是正し、貧困を防ぐ有効な手立てであるとも言われています。さらに、乳幼児期の教育は、小学校での生活や学習に深くつながるため、小学校教育への円滑な接続を図るよう取り組みますが、内容を先取りする早期教育や抽象的な概念だけを使って知識の詰め込みに終始するのではなく、乳幼児期の発達過程を踏まえた学びや遊びを生活に組み入れることが大切です。すべてのこどもたちが家庭の経済状況にかかわらず、安心して質の高い幼児教育を受けることができるよう取り組みます。

(2) 一人一人の状況に応じた学力向上の取組みを推進します

義務教育は、幼児期の学びを生かし、義務教育以降の学力向上や人間形成につなげ、社会で生き抜くために必要となる基礎的な知識や力を習得する大切な場です。また、すべてのこどもたちが、生まれ育った環境に左右されることなく、生き生きと学習に取り組み、自ら学び、考え、課題を解決していく力を身につけることは、自立して生きていく力の源泉となるものです。

児童・生徒一人一人の学習理解度や学習状況等を把握、分析し、それぞれの抱える課題や実情に応じたきめ細かな指導や継続的な支援を行うことを通じて、学習意欲の向上や自主学習習慣の定着を図るための取組みを充実するなど、学力の向上に取り組みます。

(3) 進学や通学継続できるよう支援します

こどもや青少年が安心して通学できるようにするためには、その在籍する学校において、明るく落ち着いた教育環境の中で、生き生きと学習に取り組み、学びを深め、友人と交流しながら、心身ともに健全に成長できるよう取り組むことが必要です。しかし、不登校やいじめ、対人関係や学習・進路などの様々な悩みや課題を抱えたこどもや青少年が存在しており、そこに至る原因や背景は多様化・複雑化しています。様々な悩み課題を抱えたこどもや青少年とその保護者が相談しやすい環境づくりを進めるとともに、こどもや青少年一人一人の状態にきめ細かく対応した適切な支援に取り組みます。

また、高等学校進学後に、明確な進路を定めないまま、学校生活や学業への不適應などの理由により、高等学校を中途退学する実態があり、自らの将来設計に大きな影響を及ぼすことになります。

高等学校において、発展的な学習や学び直しの学習に取り組むなど、充実した学校生活を送ることができるよう支援するとともに、進学を希望することもが経済的な理由により進学を断念することがないよう、奨学金など進学するための各種支援制度の情報提供や相談支援を行います。

(4) 多様な体験や学習の機会を提供します

こどもや青少年は、自然体験や生活体験などの多様な実体験や、異年齢層など幅広い人との交流を通じて、生きていく上で必要となる様々な力を培いながら成長していきます。しかしながら、困窮度の高い世帯のこどもや青少年は、家族以外の大人や学校以外の友人と過ごす機会が少ないほか、各種の体験活動に参加する機会にも格差が見られます。

世帯の経済状況や生活状況にかかわらず、こどもや青少年が多様な体験や学習ができるようにするため、多種多様な社会資源や文化的資産、多彩な人材など、大阪市が有する多くの貴重な財産をこどもや青少年の成長に生かす取組みを推進するとともに、身近な地域において、多様な体験や学習ができる活動が活発に展開されるよう取り組みます。こうした取組みを通じて、こどもや青少年の社会的関心を引き出し、学習や進学への意欲を高めるとともに、社会的・職業的自立に向けて勤労観・職業観を育みます。

施策2 家庭生活の支援の充実

家庭は、生命を育み生活能力や生活文化を伝えるとともに、情緒面の充足と安定をもたらし人格の形成を図る重要な役割を担っており、こどもや青少年の健やかな育ちの基盤となります。しかし、ライフスタイルや家族形態の変化などにより、本来の機能を十分に発揮することが難しい状況も見られます。

家庭の経済状況やこどもや青少年を取り巻く家庭環境にかかわらず、こどもや青少年一人一人が健やかに成長できる環境が整えられるよう取り組みます。

(1) こどもや青少年の生活習慣の定着を支援します

地域とのつながりが希薄化し、保護者が身近な人から学んだり、助け合ったりする機会が減少するなど、家庭を取り巻く環境の変化に伴い、家庭の教育力が低下していると言われていています。

規則正しい生活習慣を身につけることは、活動の源でもある健康や体力の増進につながるだけでなく、こどもや青少年の学習理解を促す観点からも重要です。特に、乳幼児期は生活習慣の形成に極めて大きな役割を果たす時期であり、乳幼児期に基本的な生活習慣を育むことが必要です。

家庭・保育所・学校園・地域が連携して、こどもの発達や生活習慣の獲得など、家庭教育の重要性について、保護者に確実に届けられるよう、様々な機会をとらえて周知・啓発を図り、家庭において望ましい生活習慣を実践できるよう支援します。また、保育所や学校園、地域において、健康教育を推進し、こどもや青少年の発達段階に応じた健康的な生活習慣が形成されるよう取り組みます。

(2) こどもや青少年と保護者の健康を守る取組みを推進します

生涯を通じて心身ともに健やかであることは、幸せな暮らしの原点であり、その実現には主体的な健

康づくりが重要です。特に、妊娠中や出産時期・乳幼児期のこどもと親の健康を守ることは、こどもの生涯を通じた健康の基盤となり、健やかな子育ての出発点となります。しかし、困窮度が高くなるにつれ、保護者に生活や心身の不安が現れる傾向があります。

妊産婦が適切に健康管理を行えるよう支援の充実を図るとともに、こどもの心身の健康状態を定期的に把握し、必要な支援や医療を受けられるよう取り組みます。また、こどもの頃から主体的に健康管理する能力を育むことができるよう、健康的な生活習慣や運動習慣が形成されるよう取り組みます。

また、思春期は、健全な発育を遂げ、生涯にわたる健康づくりの基盤をつくる時期であるとともに、自らが親となるための準備期間としても非常に重要な時期です。思春期特有の悩み等についての相談体制を確保し、生命の尊さや性への正しい理解を深めるため、家庭、学校、地域等が連携して思春期の健康を守る取組みを推進します。

(3)家庭的な養育を推進します

虐待など様々な理由により、家庭での養育が困難な状況にあるこどもにとって、社会的養護は重要な役割を担っています。こうしたこどもが抱える問題や、そこに至る原因、背景は多様化、複雑化しており、個々のこどもの状況に応じてきめ細かな支援が必要です。

そのため、社会的養護を必要とするこどもが、家庭における養育環境と同様の養育環境で、それぞれの実情に応じたきめ細かな養育がなされるよう、里親の開拓からこどもの自立支援までの一貫した里親支援に取り組みます。また、児童養護施設等においても、できるだけ家庭的な養育環境となるよう、ケア単位の小規模化を推進するとともに、社会的養護を担う人材を確保しその専門性を高めるため、研修の充実などに取り組みます。

施策3 つながり・見守りの仕組みの充実

社会構造の変化に伴い人と人とのつながりが希薄化し、社会的に孤立する傾向は子育て世帯や若者にも広がっています。社会的に孤立すると必要な支援を届けることが難しくなり、貧困が連鎖する要因ともなることから、こどもや青少年、保護者が地域で孤立することなく、安心して暮らすことができるよう支援します。

(1)こどもや青少年のつながりを支援します

日常生活は社会との関わりの中で成り立っているものであり、こどもや青少年が社会の一員として生きていく上で、他者とのつながりは欠かせないものです。

困窮度の高い世帯のこどもや青少年の交友関係は狭い傾向にありますが、地域においては、本市の事業だけではなく、市民ボランティアや地域団体、NPOなど様々な活動主体により、こどもや青少年が多様な体験や活動ができる機会を提供するとともに、こどもや青少年を見守り、支援する様々な取組みが活発に行われています。これらの取組みがより一層広がっていくよう支援し、こどもや青少年が、親や学校の先生、学校の同級生以外ともつながりを持ち、多様な体験や活動を通して他者とならび、他者との交流が深まるよう取り組みます。

また、こどもや青少年が誰にも相談できないまま孤立することがないよう、こどもや青少年の立場に立った支援に取り組みます。特に、高等学校に進学したものの、その後の進路が定まらないまま中途退

学した場合には、相談機関につながる事が少ないことを踏まえ、高等学校在学中に中途退学の防止に取り組むとともに、中途退学した場合は、適切な相談機関に確実につないでいけるよう取り組みます。

(2) 妊娠期から子育て期にわたり継続的に支援します

妊娠、出産、育児は、新たな家族が加わり、その成長を実感することができる喜びを保護者にもたらしめます。しかし、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育ての知識や技術が継承されず、相談できる相手がいなかったり、子育てに関する多くの情報の中から適切な情報を取捨選択することが難しくなったりすることなどから、様々な課題や悩みを解消することができず、子育てに負担感や不安感を抱えたまま孤立してしまう保護者も見られます。

社会環境の変化により、妊娠期から子育て期にわたり、保護者が抱える課題や悩みも多様化・複雑化していることから、保護者が、安心と喜びを感じながら、こどもを生子、育てられるよう、切れ目なく様々なニーズにきめ細かく対応することが必要となっています。

各区保健福祉センターが子育て世代包括支援センターとしての役割を担い、妊娠届出時の保健師による面接を始めとして、妊娠期から子育て期に至るまでの様々な機会を捉えて支援が必要な方を早期に把握し、必要な支援が行えるよう関係機関と連携して取り組みます。また、就学後には、こどもが長時間過ごす学校において、支援が必要なこどもを発見し適切な支援につなぐ仕組みの構築を図ります。さらに、保護者が地域社会において交流を深めることができるよう、子育て支援サービスや保護者同士の交流機会の充実を図るとともに、ひとり親世帯においては相談相手が少ない傾向にあることを踏まえ、相談支援体制の充実を図ります。

(3) 児童虐待の発生を予防し、早期に発見・対応できる体制をつくります

近年、児童虐待の相談対応件数は増加しています。児童虐待は、こどもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えるものであり、子育て不安や養育上の課題に早期対応し、児童虐待を防止することが重要です。

児童虐待の防止や早期発見・早期対応には、子育て相談や子育て支援の専門機関をはじめ、学校、地域が連携して、子育て家庭が孤立しないよう見守り、虐待に至る前に、個々の家庭の状況に応じた適切な支援につなげることが欠かせません。

市民が児童虐待を受けたと思われるこどもを発見した場合にいつでも通告できるよう、大阪市児童虐待ホットラインをはじめ通告窓口の周知に一層取り組むとともに、迅速かつ的確に対応できるよう、各区保健福祉センター子育て支援室や家庭、学校、地域等のより身近な地域のネットワークの充実に取り組みます。また、こうしたネットワークを一層緊密にし、個々の状況に応じた適切な支援や対応が行えるよう取り組みます。

施策4 生活基盤の確立支援の充実

こどもの貧困問題の根幹には経済的困窮があり、そのことが社会的に自立できない大きな要因となっており、貧困の連鎖を断ち切る上で、家庭の経済的基盤の安定を図る必要があります。

そのため、就業支援や仕事と子育ての両立支援、各種サービスの自己負担の軽減を含む経済的支援の充実に取り組むとともに、各種の支援制度を必要とするこどもや青少年、保護者に確実に届くよう

取り組みます。

(1) 就業を支援します

就業は、経済的な自立につながるものであると同時に、社会とのつながりを構築し、自己実現を図る上でも大切です。仕事と子育てとの両立に悩むひとり親世帯の保護者や、働くことについて様々な悩みを抱えている若者、様々な生活上の困難を抱える子育て世帯の保護者など、安定した就業に至らず、将来への不安を感じている人が多くいます。そのため、就業により一定の収入を得て、生活の安定が図られるよう、保護者や若者に対して就業を支援するとともに、就業が定着するよう支援することが重要です。

保護者に対する就業支援については、保護者の働く姿を子どもや青少年に示すことにより、働くことの価値や意味を学ぶ観点からも取り組みを推進します。また、若者に対する就業支援については、貧困の連鎖を自ら断ち切り、職業的自立を果たすことができるようにするため、きめ細かな支援を行うとともに、こうした支援情報が若者に届くよう、情報発信の強化にも取り組みます。

また、就業支援にあたっては、ディーセント・ワーク(働きがいのある人間らしい仕事)の実現に向け、職業能力開発や人材育成に取り組むとともに、関係機関とも連携して、公正な処遇の確保を求めるなど雇用の質の向上が図られるよう取り組みます。

(2) 施設退所者等の自立を支援します

児童養護施設等の退所児童は、職場の人間関係や金銭関係等の課題を抱えている場合が多く、退所後も継続した支援が必要です。社会的養護のもとで育った子ども、他の子どもたちとともに、社会への公平なスタートを切り、自立した社会人として生活できるよう、入所期間を通じて、一人の人間として生きていく基本的な力が育まれるよう取り組むとともに、施設退所後の相談支援の充実に取り組みます。

また、母子生活支援施設においては、DV 被害や児童虐待により心理的なケアを必要とする母子の割合が高く、生活自立が困難、対人関係が苦手などといった課題を抱えたまま短期間で退所し、退所後も養育環境の見守り支援が必要な母子も増えています。母子生活支援施設を退所した母子が地域で見守られながら自立できるよう、サポートする取り組みを推進します。

(3) 仕事と子育ての両立を支援します

子育て世帯においては、就業により一定の収入を得て、生活の安定を図ることが重要であると同時に、収入面だけではなく、家庭で家族がゆとりを持って接する時間を確保することが、子どもや青少年の健やかな育ちには欠かせません。特に、ひとり親世帯では、保護者が子育てと生計の担い手という二重の役割を担うなど、様々な生活上の困難を抱えているため、精神的、経済的負担が大きくなっています。

就業が無理なく継続できるよう、多様なニーズに対応する保育サービスや学齢期の放課後活動の充実に取り組むとともに、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた取り組みを推進します。

(4) 子育て世帯を経済的に支援します

本市では、児童手当や児童扶養手当などの国の制度に加え、こども医療費助成や幼児教育の無償化、保育料の軽減、就学援助、各種制度の利用料減免等、子育てに伴う経済的負担の軽減を図り家庭生活を下支えするため、様々な支援に取り組んでいます。各種の支援制度を利用できるにもかかわらず利用していない状況も認められます。また、生活上の困難を抱える子育て世帯においては、一定の収入を得ることはもちろんのこと、健やかに日々の生活を送る上で、住宅や居住環境が整っていることも大切です。こうした状況を踏まえ、経済的支援を必要とする子育て世帯に各種の支援制度が確実に届けられるよう取り組むとともに、子育て世帯の居住の安定を図られるよう取り組みます。

また、ひとり親世帯において、離婚によるこどもの養育は、親権の有無にかかわらず両親の責任であり、こどもを監護していない親も養育費を負担し扶養義務を果たす必要がありますが、実際には、養育費の受給率は1割程度にとどまっています。親としての経済的責任を果たすという観点だけではなく、こどもの権利であるということを踏まえ、こどもを監護・教育するために必要な養育費が確保されるよう取り組みます。

計画に基づく取組み全体を推進することにより、計画の基本理念の実現につながる環境が整えられているかという観点から計画の進捗状況を把握するため、子どもや青少年の成長段階ごとに指標を設定し、その数値の変化を確認しながら計画に基づく取組みの効果を検証し、必要に応じて計画の見直しや改善を図ります。

	指 標	現状値
妊娠期	妊娠 11 週以内の妊娠届出率	93.8% (H28)
乳幼児期	3か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査の平均受診率	95.3% (H28)
	就学前教育カリキュラムでの「知・徳・体」の育ちについてのアンケートにおいて、肯定的に回答する市立幼稚園・保育所の保護者の割合	-
小学生	「自分にはよいところがありますか」に対して肯定的に回答する児童の割合	72.9% (H29)
	不登校の割合	0.66% (H28)
	朝食を毎日食べている児童の割合	82.5% (H29)
中学生	「自分にはよいところがありますか」に対して肯定的に回答する生徒の割合	65.6% (H29)
	「将来の夢や目標を持っていますか」に対して肯定的に回答する生徒の割合	66.2% (H29)
	不登校の割合	4.93% (H28)
	朝食を毎日食べている生徒の割合	77.5% (H29)
	生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率	95.13% (H29)
	生活保護世帯に属するこどもの就職率(中学校卒業後)	0.64% (H29)
高校生	生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率	42.32% (H29)
	生活保護世帯に属するこどもの就職率(高等学校等卒業後)	40.27% (H29)
	生活保護世帯に属するこどもの高等学校等中退率	3.84% (H29)
	児童養護施設のこどもの進学率(高等学校卒業後)	27.9% (H28)

第3章 計画に基づく主な取組み

施策1 こどもや青少年の学びの支援の充実

(1) すべての基礎となる幼児教育の普及と質の向上を図ります

No.	事業名	事業概要	担当
1	就学前教育カリキュラムの普及・啓発	社会の一員として生きていくための道徳心・社会性、知性や体力の基礎を培う重要な時期である、乳幼児期の教育の充実を図ることを目的として、すべての就学前のこどもたちのためにカリキュラムを編成しました。今後、小学校との組織的な連携を深めることにより、幼児教育における取組みの充実を図ります。	教育委員会事務局 こども青少年局
2	保育・幼児教育センター事業	大阪市保育・幼児教育センターにおいて、就学前施設全般に共通する研究・研修計画を体系化し、大阪市の就学前施設における乳幼児期の教育・保育の質の向上を図ります。	こども青少年局
3	発達支援プログラム冊子の普及・活用	公立保育所における障がいのあるこどもを支援する取組みとして作成した発達支援プログラム冊子を、就学前施設で共有するとともに、こうした取組みを小学校に繋げることで、障がいのあるこどもが充実した乳幼児期・学童期を過ごせるように取り組みます。	こども青少年局
4	特別支援教育や障がいのあるこどもの保育の推進	障がい児保育巡回指導講師派遣や発達障がい児等特別支援教育相談等を実施し、地域社会の中で共に育ちあい充実した生活ができる教育・保育内容の充実を図り、受入れの促進を図ります。	こども青少年局
5	幼稚園就園奨励費補助事業	市内に居住する幼児を私立幼稚園等に就園させている保護者が負担する入園料・保育料に対し、保護者の所得等に応じて補助を行います。【再掲 4(4)】	こども青少年局
6	保育料(幼稚園・保育所等)の負担軽減	保育料は、こども・子育て支援法の規定に基づき、市町村民税の所得割に応じた額を設定することとなりますが、本市では、子育て家庭の負担軽減を図るため、独自に財源を拠出し、国の定める保育料徴収基準額よりも軽減し保育料を設定します。【再掲 4(4)】	こども青少年局
7	幼児教育の無償化の取組み	すべてのこどもたちが安心して教育を受けることができるよう、4・5歳児にかかる幼児教育費(児童発達支援の利用者負担を含む)の無償化を実施しています。【再掲 4(4)】	こども青少年局 福祉局
8	実費徴収に係る補足給付を行う事業	経済的な理由によって教育・保育を受けることが困難と認められる保護者に援助を行うことにより、教育・保育の利用を希望する保護者、こどもが円滑に教育・保育を受けられるようにします。【再掲 4(4)】	こども青少年局

(区の特徴に応じて取り組む主な事業)

実施区	事業名	事業概要

(2)一人一人の状況に応じた学力向上の取組みを推進します

No.	事業名	事業概要	担当
9	小学校学力経年調査	小学校3～6年生における統一した問題を実施することにより、児童一人一人の学習理解度及び学習状況等を客観的・経年的に把握・分析し、授業改善や課題に応じたきめ細かな指導の充実等を図り、組織的かつ継続的な学力向上施策の検証改善サイクルを確立します。	教育委員会事務局
10	学校力UPベース事業 (習熟度別少人数授業など個に応じた指導の充実)	小学校3～6年生の国語・算数、中学校1～3年生の国語・数学・理科・英語(各校の課題に応じて活用可)において、各小・中学校における児童生徒の習熟の程度に応じた少人数授業の充実を図るとともに、研修を通じて指導の改善を図ります。	教育委員会事務局
11	学校力UP支援事業	全国学力・学習状況調査等において、継続して学力等の課題を有する学校に対して、重点的に支援を行います。	教育委員会事務局
12	学びサポーターの配置	学力向上を図るため、学校長の裁量により学びサポーターを配置し、学校の実情に応じて学力向上に資する児童生徒への学習支援を行います。	教育委員会事務局
13	学習教材データの配信	児童生徒の実態に応じて選択したり編集したりした問題を、授業、放課後学習、家庭学習などで活用することにより、基礎学力や応用・活用問題に対応する力の育成を図ります。	教育委員会事務局
14	学校図書館の活性化	児童生徒の読書習慣を確立し言語力や論理的思考能力を育むため、また、自ら学び自ら考え、生涯にわたって学び続ける意欲を獲得するため、学校図書館の蔵書を整備し、読書環境の充実を図ります。	教育委員会事務局
15	図書館を生かした読書環境や学習環境の充実	学校図書館の蔵書の整備や開館回数を増やすなど学校図書館を充実させます。また、学校への図書の貸出、図書館見学や職場体験学習の受入れなど学校と市立図書館の連携により、読書環境や学習環境の充実を図ります。	教育委員会事務局
16	情報収集・学習拠点としての図書館機能の充実	地域の情報活用基盤として、誰もがいつでも情報や知識を活用して創造性・生産性を高めることができるように支援します。また、地域の多種多様な課題解決に向けた情報収集・学習拠点として、学校、区役所等地域施設、団体などを支援します。	教育委員会事務局

No.	事業名	事業概要	担当
17	多文化共生教育の推進	帰国・来日等のこどもに対して、学校への編入が円滑に進むよう初期対応を行います。また、日本語指導についても、個々の実態に応じた適切な対応をとっていきます。在日外国人のこどもに対しては、自分のルーツのある国の歴史や文化・言語を学ぶ機会として、市内約 100 校に国際クラブを開設します。	教育委員会事務局
18	子ども自立アシスト事業	中学生がいる家庭に専門的知識を有する相談員を派遣し、家庭が抱える課題についてアセスメントを行い、高校進学等へ向けたカウンセリングによる個別支援を行います。	福祉局
19	塾代助成事業	子育て世帯の経済的負担を軽減するとともに、こどもたちの学力や学習意欲、個性や才能を伸ばす機会を提供するため、学習塾や家庭教師、文化・スポーツ教室などの学校外教育にかかる費用の助成を行います。【再掲 1(4)、4(4)】	こども青少年局
20	民間事業者を活用した課外学習支援	塾代助成事業を活用し、中学生を対象にした民間事業者による課外学習支援を実施し、基礎学力の向上、子どもの習熟度に応じた学力向上及び学習習慣の形成を支援します。	各区

(区の特徴に応じて取り組む主な事業)

実施区	事業名	事業概要

(3)進学や通学継続できるよう支援します

No.	事業名	事業概要	担当
21	スクールカウンセラー	中学校に配置しているスクールカウンセラーが校区内のこどもやその保護者、教職員の相談に応じます。また、年々増加している相談に対応するため、小学校への派遣も推進します。【再掲 3(1)】	こども青少年局
22	スクールソーシャルワーカーの活用	スクールソーシャルワーカーを拠点中学校に配置し、当該校及び担当区の要請があった学校園において、教職員と協働して児童生徒の支援を行います。【再掲 3(1)、3(3)】	教育委員会事務局
23	高等学校生徒支援事業	障がいのある生徒が安全で円滑な学校生活を送るための介助補助員を配置することで生徒の安全を確保するとともに、学校の支援体制の強化、充実を図ります。また、生徒の進路や学習等に関する様々な悩み等に関する相談体制の充実、中退防止・進路意識向上のためのスクールカウンセラーを市立高等学校全校に配置します。【再掲 3(1)】	教育委員会事務局

No.	事業名	事業概要	担当
24	不登校等こどもにかかる相談体制の充実	こどもや保護者のニーズに応じ、こども相談センターでの来所相談とともにサテライトでの出張相談を進めます。また、電話という相談しやすい方法によって、いじめをはじめとする様々な問題の未然防止や早期発見、早期解決のため、こどもや保護者に助言を行います。電話相談については、こどもが相談しやすいように、土曜日・日曜日を含めて 24 時間対応できる体制を整備します。【再掲 3(1)】	こども青少年局
25	健康相談の実施	保健福祉センターにおいて、子育て、生活習慣病の予防など、乳幼児から高齢者までの健康に関する様々な相談に保健師が電話や面接で応じているほか、地域健康講座に併設して、心身の健康に関する指導及び助言を行う地域健康相談を実施します。【再掲 2(2)、3(2)】	健康局
26	思春期関連問題相談	思春期を中心とする不登校やひきこもり等の適応障がいや摂食障がい、心身的症状を持つ者が増加する傾向にあることから、これらの問題に対して早期に専門的な立場から専門相談を実施します。【再掲 2(2)、3(1)】	健康局
27	進路指導の充実	生徒一人一人が、自分の個性、能力、適性をふまえた将来への展望を持ち、主体的に進路を選択していく意思・能力・態度などを育成する教育の充実を図ります。	教育委員会事務局
28	生活指導支援員の配置	警察官経験者・児童生徒指導経験者を生活指導支援員として配置申請のあった小中学校 80 校に配置し、教職員と協働して児童生徒と関わり、生活指導上の課題に関する助言、指導等の対応を行います。	教育委員会事務局
29	第三者専門家チームの設置	いじめ、不登校、児童虐待、暴力行為等、学校だけでは解決が困難な事案について、弁護士、精神科医・臨床心理士・社会福祉士・警察官経験者等から構成される第三者専門家チームが、第三者として専門的な立場を生かした支援を行います。【再掲 3(3)】	教育委員会事務局
30	不登校児童・生徒の通所事業	不登校状態にあるこどもに対し、一人一人の状態に応じた適切な支援を推進するため、こども相談センター及び市内各所に通所ルームを開設し、体験活動や学習活動の機会を提供することを通して再登校などの社会参加を支援する取組みを進めます。【再掲 3(1)】	こども青少年局
31	メンタルフレンド訪問援助事業	ひきこもり・不登校児童等の家庭に、兄・姉世代の大学生等をメンタルフレンドとして定期的に派遣することにより、遊びや対話を通じて情緒の安定を図るとともに、自主性や社会性の伸長を支援します。【再掲 3(1)】	こども青少年局

No.	事業名	事業概要	担当
32	生活指導サポートセンター(個別指導教室)	生活指導サポートセンターのスタッフが、日常的に学校からの生活指導に関する相談窓口的役割を果たすとともに、学校内における生活指導体制の確立・強化を図っていきます。あわせて、出席停止を措置する児童生徒、また、それに相当する児童生徒と判断され、個別の施設での指導が適切であると判断された場合、個々のニーズを考慮しつつ、問題行動の克服と立ち直りのための指導・支援及び教科指導・キャリア教育等を含め、質の高い指導・援助を提供し、問題児童生徒を隔離するのではなく、学校・教室内での教育を受ける権利を確保しながら、問題を起こす児童生徒の立ち直りをめざします。	教育委員会事務局
33	「個別の教育支援計画」の策定	幼児期から卒業まで、長期的な視点に立った教育的支援を行うために、保護者との連携による「個別の教育支援計画」を策定します。	教育委員会事務局
34	特別支援教育の充実	障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶしくみであるインクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の一層の充実を図るため、特別支援教育サポーター、医療的ケアの必要な児童生徒への看護師配置、看護師同乗タクシーの配置等を行います。	教育委員会事務局
35	発達障がい支援体制の充実	発達障がいに関する基礎的な理解と支援に関する理解を高めるための研修を実施するとともに、学校園研修を支援し、また、特別支援教育コーディネーターの力量を高め、校内はもとより、地域の学校園へ支援を行う人材を養成します。	教育委員会事務局
36	発達障がい等サポート事業	発達障がい等のある児童生徒のうち、行動面等で著しく困難を示している児童生徒の授業以外(主に課外・校外)の活動を支援するために、希望する小・中学校に発達障がいサポーターを配置します。	各区
37	進路選択支援事業	高校・大学等へ進学を希望する生徒たちが経済的な理由により進学を断念することのないよう、奨学金制度の積極的活用を図るため、各種奨学金制度の情報提供及び相談に応じ、助言・援助を行い、自らの能力や適性等にあった進路を主体的に選択できるように支援します。	教育委員会事務局

(区の特徴に応じて取り組む主な事業)

実施区	事業名	事業概要

(4)多様な体験や学習の機会を提供します

No.	事業名	事業概要	担当
38	学校活性化推進事業 (校長経営戦略支援予算)	校長が十分に裁量を発揮し、「運営に関する計画」に掲げた目標の達成に向け、学校園が主体性を持って校長経営戦略予算を活用して地域の実情等に応じた取組みを推進する中で、多様な体験や学習ができる機会の充実を図ります。	教育委員会事務局 こども青少年局
39	トップアスリートによる 「夢・授業」	オリンピックや世界陸上等の世界大会に出場したトップアスリートが大阪市内の学校を訪問し、こどもたちを対象として、技術指導や講演を行うことにより、こどもたちの「夢」を育み、スポーツへの興味関心を喚起していきます。【再掲 2(2)】	経済戦略局
40	キャリア教育推進事業	こどもや青少年のしっかりとした勤労観や職業観を育むため、経済団体や企業、地域等と連携し、発達段階に応じた系統的・継続的なキャリア教育を推進します。小学校では職業講話・職場見学等を実施、中学校においては、職場体験学習等を実施します。高等学校では、進路講話をはじめ、インターンシップ等進路希望に応じて適切な指導を行います。	教育委員会事務局
41	児童いきいき放課後事業	大阪市のすべての小学生を対象に、市内全市立小学校区において、余裕教室等を利用して、安全・安心な放課後等の居場所を提供し、遊びやスポーツ、主体的な学習等を通じて、児童の健全育成を図ります。【再掲 3(1)、4(3)】	こども青少年局
42	留守家庭児童対策事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生(留守家庭児童)を対象に、保護者に代わりその健全な育成を図る事業を実施する取組み(民設民営の放課後児童クラブ)に対し、その運営経費の一部を補助し、もって留守家庭児童の健全育成を図ります。【再掲 3(1)、4(3)】	こども青少年局
43	学校における放課後の活動等の実施	中学校、高等学校においては、部活動等、適切に放課後活動ができるよう取り組みます。	教育委員会事務局
44	部活動の改革	部活動の振興と充実を図るとともに、部活動のあり方を検討するため、地域や民間の指導力を活用した部活動の実証研究等に取り組みます。【再掲 2(2)】	教育委員会事務局
45	青少年野外活動施設における事業	青少年の野外活動のための施設の提供、野外活動に関する相談及び指導、野外活動の機会の提供、及び野外活動に関する指導者の育成を行い、青少年の健全育成を図ります。	こども青少年局
46	こども文化センター事業	舞台を生かした優れた演劇、音楽、映画等の舞台芸術の提供と芸術文化の創作活動を通して、こどもの豊かな感性と創造性を育み、こどもの芸術文化に関する情報収集や相談、指導者の養成を行います。	こども青少年局

No.	事業名	事業概要	担当
47	青少年センター事業	音楽・美術等の興味ある分野において、自主的に活動することは、青少年の創造性や個性の伸長につながり、青少年同士のつながりを深め、協調性や人への思いやりを深めていく経験を積むことができる重要な機会となることから、施設の提供やワークショップ、講演会・講習会などを実施します。	こども青少年局
48	キッズプラザ大阪	キッズプラザ大阪はこどものための遊体験型学習施設であり、多くのこどもたちに学校や家庭ではできない学習機会を提供します。	教育委員会事務局
49	青少年指導員・青少年福祉委員制度の推進	青少年指導員、青少年福祉委員を委嘱し、青少年指導員による青少年問題に関する啓発や青少年の指導及び相談など、青少年福祉委員による青少年指導員活動の支援など、地域における青少年の健全育成に向けた様々な活動を制度として推進します。(地域での具体的な活動は、各区において地域の実情に応じて実施します。)[再掲 3(1)]	各区 こども青少年局
50	地域こども体験学習事業	各地域でこどもの健全育成に関わる大人(団体)を対象に、こどもへの関わり方に関する知識・技術と、体験学習プログラムについての研修を実施するとともに、体験学習の意義を市民に啓発することにより、こどもの健全育成にかかる機運の向上を図り、こどもたちの生きる力を育成します。	こども青少年局
51	自動車文庫事業	大阪市内には各区に1館の図書館がありますが、図書館が近くにない方のために、2台の自動車文庫(移動図書館)「まちかど号」が100か所以上のステーション(巡回場所)を月に1回巡回することで、身近な場所での学習機会の提供を行います。	教育委員会事務局
52	One Book One OSAKA 事業	投票結果を基に、ボランティアと協働して大阪の1冊の絵本「One Book」を決定し、選ばれた絵本を題材に関連イベントを実施します。1冊の絵本を選ぶ過程でたくさんの絵本に触れることにより、大人もこどももその楽しさを共有し、本の楽しさに触れるきっかけづくりを行います。	教育委員会事務局
53	子どもの読書活動の推進	学校・地域・家庭・図書館が連携・協力し、こどもたちが自主的に読書活動を行うことができるよう「第2次大阪市子ども読書活動推進計画」を策定し、こどもの読書活動を推進する施策を総合的、計画的に進めています。「子ども読書の日」(4月23日)記念事業の開催や、こどもの読書活動推進連絡会を全区で実施します。	教育委員会事務局

No.	事業名	事業概要	担当
54	こども 夢・創造プロジェクト事業	大阪が有する多種多様な社会資源や豊かな文化的資産、このように恵まれた環境のもと排出された多彩な人材などの貴重な財産を生かし、市内の小・中学生を対象に、企業や大学、専門学校などと協働で、こどもたちのあこがれる人物や大阪が誇る文化や産業の担い手から学ぶ機会を提供する体験プログラムを実施します。	こども青少年局
55	第一級の芸術に触れる機会の充実	大阪にある優れた芸術文化資源である文楽をはじめとした伝統芸能や、クラシック音楽に気軽に触れる機会を提供し、次代を担う青少年をはじめとする市民が芸術文化資源に親しむきっかけにします。	経済戦略局
56	大阪府中学生国際交流事業	オーストラリアの中学生とのホームステイを通じた派遣・受入れの相互交流事業を通して、国際理解や国際感覚の向上等グローバル化に対応できるこどもたちの育成や、それに対応する家庭・学校教育を支援します。	教育委員会事務局
57	大阪府高校生海外派遣事業	大阪府の高校生を姉妹都市であるメルボルン市へ派遣し、ホームステイ、学校訪問等を通して国際的な信頼と友好の促進に資することを目的として実施します。	教育委員会事務局
	塾代助成事業	【再掲 1(2)、4(4)】	こども青少年局

(区の特徴に応じて取り組む主な事業)

実施区	事業名	事業概要

施策2 家庭生活の支援の充実

(1) こどもや青少年の生活習慣の定着を支援します

No.	事業名	事業概要	担当
58	家庭教育充実促進事業	家庭教育講座等の実施、また家庭教育に関する情報について、教育委員会のホームページ上に掲載するなど、家庭教育に関する情報発信を行い、広く市民に対して情報を提供します。	教育委員会事務局
59	家庭教育振興事業(生涯学習センター事業)	こどもの健やかな育ちと家庭や地域の教育力の向上をめざし、地域における家庭教育の振興に資する学習機会を提供します。	教育委員会事務局
60	学校キャラバン隊	幼稚園・小学校を中心に指導主事チームを派遣し、こどもの生きる力の育成には基本的な生活習慣の確立、学習環境の整備、自尊感情の育成などが大切であることを保護者に啓発します。	教育委員会事務局
61	食に関する相談や指導の推進	母子管理の一環として妊娠中から出産、離乳食の開始時期以降に至るまで一貫した支援が図られるよう、食生活相談日や健康診査等において栄養相談や指導を行います。	健康局
62	食に関する情報や学習機会の提供	出産前からの適切な食生活を支援し、乳幼児期からの望ましい食習慣の定着を図るため、妊産婦や子育て家庭を対象とした食に関する情報や学習機会の提供を行います。	健康局
63	保育所等における食育の推進	保育所等に対して食育媒体を使用した出前食育や、施設監査及び給食巡回指導時の食育推進に関する助言指導を行っています。また、保育所等の食育担当職員を対象に食育研修会を開催し、資質の向上を図っています。【再掲 2(2)】	こども青少年局
64	幼稚園における食育の推進	幼児の実態を考慮して食に関するねらいを定め、年間計画に位置づけて食育の取組みを進める。昼食や野菜栽培活動を通し、保護者への啓発も行いながら、食物への関心や食習慣など、食に関する学びにつながる力を育みます。【再掲 2(2)】	教育委員会事務局
65	学校における食育の推進	全小・中学校が各学校の計画に基づき食育の取組みが実施されるよう、優れた教育実践の普及や、実施に課題がある学校に重点化して支援を行います。なお、中学校給食については、今後市内すべての中学校で学校調理方式による給食へと移行する予定です。【再掲 2(2)】	教育委員会事務局

(区の特徴に応じて取り組む主な事業)

実施区	事業名	事業概要

(2) こどもや青少年と保護者の健康を守る取組みを推進します

No.	事業名	事業概要	担当
	健康相談の実施	[再掲 1(3)、3(2)]	健康局
66	地域健康講座の実施	生活習慣病の予防その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図るとともに、適切な指導や支援を行うことにより、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、生涯を通じた健康の保持増進に資することを目的とし、地域に出向いて講座を実施します。	健康局
67	妊産婦健康診査	妊婦については、医療機関等で受診する健康診査について、妊娠期間中に受診することが望ましいとされる14回すべてを公費負担することにより、受診の促進を図るとともに、妊婦及び胎児の健康管理の向上を図ります。産婦については、産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の健康診査について公費負担することにより、産後うつや新生児への虐待予防等を図り、産後の母子への支援を充実します。[再掲 3(2)]	こども青少年局
68	父親の育児参加啓発事業	初妊婦及びその夫を対象としたセミナーにおいて、こどもを心身ともに健やかに産み育てる家庭環境づくりのために、父親に対して母性及び乳幼児についての知識向上を促し、育児への参加啓発を行います。[再掲 3(2)]	こども青少年局
69	出産前小児保健指導事業	若年層の妊婦が、妊娠中に産婦人科が紹介した小児科医から乳児の健康上の注意や育児に関する指導を公費負担により受けることで、生まれくる児のかかりつけ医が確保されているという安心感を持ち、妊婦の出産後の育児不安の軽減を図ります。	こども青少年局
70	母親教室	すこやかな児を産み育て、母性及び乳幼児の健康の保持増進を図るため、妊婦教室、育児教室、離乳食講習会を行います。妊婦教室では妊婦歯科健康診査事業を併設しています。[再掲 3(2)]	こども青少年局
71	周産期緊急医療対策事業	大阪府、堺市と共同で、周産期におけるハイリスク妊産婦や新生児が緊急に適切な医療を受けることができる体制や、未受診妊産婦等産婦人科の救急搬送患者の受入体制の整備、充実を図ります。	健康局

No.	事業名	事業概要	担当
72	母子訪問指導事業	保健師・助産師が未熟児・新生児(生後28日を経過しない乳児)及び養育者に対して家庭訪問し、健康観察を行い養育上必要な事項について指導します。 【再掲3(2)】	こども青少年局
73	乳児家庭全戸訪問事業	助産師・保健師が母子訪問指導事業対象者を除く3か月児健康診査までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐため、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供につなげます。 【再掲3(2)】	こども青少年局
74	養育支援訪問事業(専門的家庭訪問支援事業)	望まない妊娠、若年者の妊娠等で妊娠を継続することに不安が強い妊婦や出産後も育児困難が予想される妊婦及び、出産後間もない時期など、様々な原因で養育が困難になっている家庭に対し、専門職である保健師・助産師等が訪問して、育児に関する問題を総合的に把握し、相談及び技術支援を行い、こどもの健全な育成を図るとともに、児童虐待を未然に防止します。 【再掲3(2)、3(3)】	こども青少年局
75	産後ケア事業	退院直後に支援が必要な母子を対象に、ショートステイやデイケアの利用を通じて、母親の心身のケアや育児のサポートを行います。 【再掲3(2)】	こども青少年局
76	地域ふれあい子育て教室	地域において養育者とこどもどうしの交流を進める場を作り、心身の健康に関する情報交換等を行うことで相互に身近な相談相手を確認し、養育者の育児不安の解消と乳幼児の健康づくりの推進を図ります。 【再掲3(2)】	こども青少年局
77	乳児一般健康診査	生後1～2か月と9～11か月の乳児を対象に、大阪府が委託する医療機関において、必要な健康診査を公費負担で実施し、乳児の疾病及び発育・発達等の問題の早期発見とともに、適切な保健指導を行うことにより、養育者の育児不安を解消し、乳児の健康の保持・増進を図ります。	こども青少年局
78	3か月児・1歳6か月児・3歳児健康診査	3か月児・1歳6か月児・3歳児を対象に、各区保健福祉センターにおいて、乳幼児の疾病及び発育・発達等の問題の早期発見と予防を目的に、必要な健康診査及び保健指導を実施し、養育者の不安の解消と、乳幼児の健康の保持増進を図り、必要に応じ、発達相談、精密健康診査等の事後措置につなげ、乳幼児の健全な発育・発達を支援します。なお1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査では歯科健康診査、フッ化物塗布を行っています。	こども青少年局

No.	事業名	事業概要	担当
79	乳幼児発達相談体制の強化	発達障がいのある子どもと養育者が、速やかに診断や医療につながる相談を受けることができ、また、早期の療育や適切な保育・教育等につながるまで専門的な支援のもとに安心して育児ができるよう、臨床心理士等専門職を配置し、早期の段階で継続的な相談支援を行います。	各区
80	4・5歳児発達障がい相談事業	3歳児健康診査以降小学校就学までの幼児に対し、発達障がいの相談、専門機関の紹介等により発達障がいの早期発見・早期対応に努め、2次的な適応障がいの予防や子育て支援を行い児童の健全育成の推進を図ります。	こども青少年局
81	就学時健康診断の実施	就学予定の子どもの健康状態を、学校であらかじめ把握し、入学後の学校生活に生かしていくため、就学時健康診断を実施します。同時に、学校生活への不安など、教育相談を実施し、必要に応じて精密検査につないでいきます。	教育委員会事務局
82	こども医療費助成制度	こどもが健康保険証を使って医療機関等を受診した際に、保険診療の自己負担額から一部自己負担額を除く医療費を助成することにより、こどもの健全な育成に寄与し、児童福祉の向上を図ります。〔再掲4(4)〕	こども青少年局
83	小児慢性特定疾病児等療養相談事業	小児慢性特定疾病など長期療養を必要とするこどもを養育する家族に対し、療養相談会において医師等による医療相談や保健指導、食生活相談を行います。各区保健福祉センターで必要に応じて保健師が面接や訪問による相談等を行います。	健康局
84	学校園における幼児児童生徒の健康診断等の実施	幼児児童生徒に、定期的に健康診断を実施し、事後措置として、健診結果を保護者へ通知し受診につなげ、健康の保持増進に努めます。小中学校においては、法で定められた疾病の受診にかかる費用を、就学援助として学校で医療券を発行し、医療費の援助を行います。 また、健康診断を生涯にわたる健康の保持増進のために必要な実践力を育成するための教育活動と位置づけ健康教育を行います。	教育委員会事務局
85	学校園における感染症予防の推進	感染症に対する正しい知識の普及啓発や健康教育や感染予防を推進します。	教育委員会事務局

No.	事業名	事業概要	担当
86	学校教育等におけるエイズ・性感染症予防に関する取組みの推進	20歳代・30歳代の若年層のHIV・性感染症の感染拡大が顕著であり、学校教育の一環でHIV・エイズ予防に関する普及啓発を行うことで、今後の予防行動へのつながりが期待できるため、エイズ予防啓発冊子を、市立の中学校・高等学校の各生徒に対し配付します。また、各学校と連携し、性教育の中でHIV・エイズ、性感染症についての健康教育を実施することにより、発達段階に応じた正しい知識の普及啓発を推進し、HIV・エイズや性感染症の感染予防を図ります。	健康局 教育委員会事務局
	思春期関連問題相談	【再掲 1(3)、3(1)】	健康局
87	たばこに関する正しい知識の普及啓発	たばこ(未成年喫煙対策・受動喫煙防止対策等)に関する正しい知識についての普及啓発推進のため、ホームページや各区保健福祉センターで実施する健康講座など、様々な機会を通じてたばこの健康への悪影響を発信していきます。	健康局
88	健全母性育成事業	思春期特有の性に関する不安や悩み、医学的問題について、性と生殖に関わる専門家が中学校へ出向き、直接中学生等を対象に思春期健康教育「ティーンズヘルスセミナー」を実施します。	こども青少年局
89	「子どもの体力づくり強化プラン」の推進	「子どもの体力づくり向上推進委員会」において、体力向上策を検討します。また、体力向上モデル校を設定し、「子どもの体力づくり向上研修会」において発表し、「子どもの体力向上推進プログラム」として、その取組みを各校に周知します。さらに、小中学校の全校において、「体力向上アクションプラン」を作成し、自校の児童生徒の体力向上に取り組むとともに、トップアスリートによる「夢・授業」を進めるなど、児童生徒の運動に対する興味関心を高める取組みを実施します。	教育委員会事務局
	トップアスリートによる「夢・授業」	【再掲 1(4)】	経済戦略局
	部活動の改革	【再掲 1(4)】	教育委員会事務局
	保育所等における食育の推進	【再掲 2(1)】	こども青少年局
	幼稚園における食育の推進	【再掲 2(1)】	教育委員会事務局
	学校における食育の推進	【再掲 2(1)】	教育委員会事務局

(区の特徴に応じて取り組む主な事業)

実施区	事業名	事業概要

(3) 家庭的な養育を推進します

No.	事業名	事業概要	担当
90	里親委託推進	家庭での養育が困難なこどもの社会的養護として家庭における養育環境と同様の養育環境である里親委託を推進するために、里親制度の普及と里親への支援体制の整備を行います。	こども青少年局
91	里親制度普及・啓発	大阪市里親会や各種民間団体、市民ボランティアなど市民とも協働し、行政・関係機関・市民が一体となって里親制度の普及・啓発活動に取り組み、新たな里親開拓をめざします。	こども青少年局
92	小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)	個々の児童に適した多様な養育環境を提供するため、家庭的な環境のもとで、要保護児童の養育に関し、相当の経験を有する養育者等によりきめ細かな養育を行います。	こども青少年局
93	里親の研修・支援体制の充実	里親に対する研修の充実や里親からの相談、里親への助言・援助やレスパイトケア、サポート要員の派遣など、個々の里親家庭への総合的な支援を推進します。	こども青少年局
94	児童福祉施設の整備	老朽化した施設や耐震化が必要な施設の建替え等の整備を進めます。整備にあたっては、小規模化やユニット化、こどものプライバシーに配慮した環境の整備も、あわせて行います。	こども青少年局
95	施設におけるケア単位の小規模化	虐待を受けたこどもや愛着障がいのあるこどもへの対応には、大規模な集団によるケアでは限界があるため、小規模グループケアや地域小規模児童養護施設の拡充を図り、施設におけるケア単位の小規模化を推進します。	こども青少年局
96	施設児童法外援護費	虐待を受けた児童など、心理的な援助や自立支援が必要な児童への継続的かつ専門的なケアや、家庭復帰に向けた家族を含めての支援など、それぞれの児童に応じた処遇向上について充実を図ります。	こども青少年局
97	施設児童保護育成費	施設入所児童の健全育成に寄与するため、成長段階や季節に応じた行事を行います。	こども青少年局
98	児童養護施設等の職員の確保及び資質向上事業	児童養護施設等の小規模化と家庭的養育を推進するために必要な職員の確保を図るとともに、施設職員の調査研究や新任研修、専門性の高い研修への参加を促進し、養育の専門性の向上を図ります。	こども青少年局

施策3 つながり・見守りの仕組みを充実します

(1) こどもや青少年のつながりを支援します

No.	事業名	事業概要	担当
99	子育て活動支援事業 (子ども・子育てプラザ)	在宅で子育てを行っている家庭や地域の子育て活動を支援するとともに、乳幼児期の親子や子育て支援関係者、就学期の子どもたちが集い交流する機会を提供します。【再掲 3(2)】	こども青少年局
	児童いきいき放課後事業	【再掲 1(4)、4(3)】	こども青少年局
	留守家庭児童対策事業	【再掲 1(4)、4(3)】	こども青少年局
100	放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対し、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を実施します。	福祉局
101	子ども会活動の推進	異年齢の集団の中での活動を通じて、大人として必要な知識、技能、態度を学ぶとともに、健全な仲間づくりをすすめ、こどもの成長をめざす、子ども会活動を推進します。	各区 こども青少年局
	青少年指導員・青少年福祉委員制度の推進	【再掲 1(4)】	各区 こども青少年局
102	小学校区教育協議会 - はぐみネット - 事業	家庭、学校、地域が一体となって総合的な教育力を発揮し、地域における人と人とのつながりによってこどもを育む「教育コミュニティ」づくりを推進します。	教育委員会事務局
103	学校元気アップ地域本部事業	市内すべての中学校区に、様々な地域人材や社会資源を生かして、学校・家庭・地域の組織的な連携のもと、「学校元気アップ地域本部」を設置し、生徒の生活習慣の確立や学力向上など学校課題の解消に向け、放課後等の自主学習支援や学校図書館の活性化など学校教育の支援活動を進めます。	教育委員会事務局
104	若者自立支援事業	青年期になっても仕事に就かないなど、社会参加し自立していくことに課題を抱える若者(15歳～39歳)に対し、状況やニーズに応じて、相談にのりながら、様々なサービスにつなぎ、社会参加に向けた自立を支援します。	こども青少年局
	スクールカウンセラー	【再掲 1(3)】	こども青少年局
	スクールソーシャルワーカーの活用	【再掲 1(3)、3(3)】	教育委員会事務局
	高等学校生徒支援事業	【再掲 1(3)】	教育委員会事務局
	不登校等子どもにかかる相談体制の充実	【再掲 1(3)】	こども青少年局

No.	事業名	事業概要	担当
	不登校児童・生徒の通所事業	【再掲 1(3)】	こども青少年局
	メンタルフレンド訪問援助事業	【再掲 1(3)】	こども青少年局
	思春期関連問題相談	【再掲 1(3)、2(2)】	健康局

(区の特色に応じて取り組む主な事業)

実施区	事業名	事業概要

(2) 妊娠期から子育て期にわたり継続的に支援します

No.	事業名	事業概要	担当
	健康相談の実施	【再掲 1(3)、2(2)】	健康局
	妊産婦健康診査	【再掲 2(2)】	こども青少年局
	父親の育児参加啓発事業	【再掲 2(2)】	こども青少年局
	出産前小児類健指導事業	【再掲 2(2)】	こども青少年局
	母親教室	【再掲 2(2)】	こども青少年局
	母子訪問指導事業	【再掲 2(2)】	こども青少年局
	乳児家庭全戸訪問事業	【再掲 2(2)】	こども青少年局
	養育支援訪問事業(専門的家庭訪問支援事業)	【再掲 2(2)、3(3)】	こども青少年局
	産後ケア事業	【再掲 2(2)】	こども青少年局
	地域ふれあい子育て教室	【再掲 2(2)】	こども青少年局
105	ブックスタート事業	絵本を通じて親と子が触れ合う機会を生み出し、豊かな親子関係を育むと同時に、こどもの情緒面での発育を促すことを目的に絵本等のセットを手渡すとともに、図書館司書等が読み聞かせの指導を行います。	こども青少年局
106	地域子育て支援拠点事業	子育て世帯が気軽につどい、交流できる場所の提供や子育てに関する相談援助等を促進することにより、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育て家庭の親とそのこども(概ね3歳未満の児童及び保護者)の健やかな育ちを支援します。	こども青少年局

No.	事業名	事業概要	担当
107	幼稚園における子育て支援・地域との交流活動の実施	幼稚園において、未就園児と保護者登園、園庭開放、子育て相談、子育てフォーラムなど、地域における幼児期の教育センター的役割を果たすよう努めます。	こども青少年局
	子育て活動支援事業(子ども・子育てプラザ)	【再掲 3(1)】	こども青少年局
108	一時預かり事業(一般型)	傷病、介護、冠婚葬祭又は労働・職業訓練・就学あるいは育児負担の軽減などのために、緊急・一時的又は継続的に保育が必要な場合、保育所等において児童を一時的に預かります。【再掲 4(3)】	こども青少年局
109	病児・病後児保育事業	保護者が就労している場合等において、児童が病気の際に自宅での保育が困難な場合、一時的にその児童を保育します。【再掲 4(3)】	こども青少年局
110	子育て短期支援事業(子どものショートステイ事業)	児童を養育している家庭の保護者が疾病、出産等の社会的理由によって家庭における児童の養育が一時的に困難になった場合に、当該児童を児童養護施設等において一時的に養育します。【再掲 4(3)】	こども青少年局
111	ファミリー・サポート・センター事業	子育ての援助を提供したい者と援助を依頼したい者とを組織化し、相互援助活動を行うことにより、仕事と子育ての両立を支援するとともに、市民参加による協同の子育て支援を通じての地域コミュニティの形成と地域安全ネットの充実に努めます。【再掲 4(3)】	こども青少年局
112	養育支援訪問事業(子ども家庭支援員による育児相談支援事業・エンゼルサポーター派遣事業)	養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、こども家庭支援員による相談・支援やエンゼルサポーターによる家事援助(エンゼルサポーター派遣事業)を訪問により実施します。【再掲 3(3)】	こども青少年局
113	こども相談センターにおける相談や支援	大阪市内に住む、18歳未満のこどもの相談について、児童福祉司、児童心理司、医師、教職経験者などの専門の職員が、面接や観察を行い、こどもの状態や家庭の状況を把握し、必要な支援を行います。【再掲 3(3)】	こども青少年局
114	区保健福祉センターにおける相談の充実	区保健福祉センターの「子育て支援室」においては、虐待担当者・保育士・家庭児童相談員等のチームが、こどもの心身の発達・性格行動・しつけ・非行・不登校など、こどもに関する様々な相談に応じるほか、各機関との連携により、専門機関の紹介や地域での子育てに関する情報提供などを行います。【再掲 3(3)】	こども青少年局

No.	事業名	事業概要	担当
115	男女共同参画センター 子育て活動支援館	男女共同参画と子育て支援を一体的に推進する機能を担う男女共同参画センター子育て活動支援館において、子育てに関する電話相談・専門相談を行うとともに、子育て支援に関する活動を行う者及び団体に対する助言等の後方支援を行います。	こども青少年局
116	利用者支援事業	こども及びその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育その他の子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行います。	こども青少年局
117	生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業)	各区役所内に相談支援窓口を設置し、相談支援員が多様で複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、他法・他施策の窓口や地域のネットワーク、関係機関等と連携し、相談者の自立に向けた支援を行います。	福祉局
118	「生涯学習大阪計画」 推進事業(生涯学習ルーム)	小学校の特別教室等を活用し、地域住民の自主的な文化・学習活動の場を提供するとともに、身近な講習・講座の開催を通じて学習機会の提供を行い、地域における生涯学習の推進及びコミュニティづくりに寄与することを目的に実施します。	教育委員会事務局
119	識字推進事業	様々な理由から日本語の読み書き、会話等に不自由している方々に対し学習機会を提供し、社会参加の促進を図ります。また、学習の場の提供とともに、教室運営や学習支援・社会参加のための人材育成を行い、総合的な識字・日本語学習の推進を図ります。	教育委員会事務局
120	愛光会館	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の経済的自立を助長し、その福祉を増進するとともに、その扶養する児童の健全な育成に資することを目的とした事業を実施します。	こども青少年局
121	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭の親又は寡婦が、自立促進に必要な事由又は社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助や保育サービスを必要とする場合に、家庭生活支援員を派遣したりするなど、その生活を支援します。	こども青少年局
122	ひとり親家庭等に対する相談・情報提供機能の充実	各区保健福祉センター、母子・父子福祉センター「愛光会館」、ひとり親家庭等福祉相談所員など、ひとり親家庭等に対する相談・情報提供を実施する関係機関が連携して、継続的・効果的なサービスを提供できるよう、機能の充実に努めます。	こども青少年局

No.	事業名	事業概要	担当
123	母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子やその監護すべき児童等を入所させて保護し、母子生活支援施設の少年指導員・母子支援員や各区とも連携しながら、子育ての相談や自立促進のためにその生活を支援します。	こども青少年局

(区の特徴に応じて取り組む主な事業)

実施区	事業名	事業概要

(3) 児童虐待の発生を予防し、早期に発見・対応できる体制をつくります

No.	事業名	事業概要	担当
124	こどもを守る地域ネットワーク機能強化	児童虐待防止に向け、要保護児童対策地域協議会を核として、地域のネットワークの一層の活性化を図るとともに、関係機関が連携し、虐待防止・早期発見・早期対応をはじめとする保護や支援が必要なこどもに関する対策を円滑に実施します。	こども青少年局
125	要保護児童対策地域協議会の機能強化	各区保健福祉センター子育て支援室職員や各区要保護児童対策地域協議会構成員のレベルアップを図るための研修等を実施し、協議会の専門性の向上を図るとともに、協議会の活性化により地域における児童虐待防止や子育てを支援するネットワークを強化します。	こども青少年局
126	児童虐待防止啓発事業	子育て家庭をはじめ、地域住民やこどもに関わる関係機関など、広く市民に対して、児童虐待防止に向けた啓発活動を行います。特に11月は、児童虐待防止推進月間として、大阪府、堺市と連携したオープニングイベント、啓発グッズの配布、プロスポーツチームとの連携、児童虐待防止講演会などを実施します。	こども青少年局
127	子ども・子育て見守り推進事業	乳幼児健康診査未受診者のうち連絡の取れない家庭や乳幼児の現認ができない家庭について、民生委員・児童委員、主任児童委員が家庭を訪問し、乳幼児の現認や状況の把握を行うことで乳幼児健康診査未受診者の全数把握に努めます。	こども青少年局
	養育支援訪問事業(専門的家庭訪問支援事業)	【再掲 2(2)、3(2)】	こども青少年局

No.	事業名	事業概要	担当
	養育支援訪問事業(子ども家庭支援員による育児相談支援事業・エンゼルサポーター派遣事業)	【再掲 3(2)】	こども青少年局
128	教職員研修	児童虐待防止と早期発見・早期対応、育児困難の状況にある保護者への支援のあり方等に関する教職員研修を教育センター及び市内4ブロックの地域研修において実施します。	教育委員会事務局
	こども相談センターにおける相談や支援	【再掲 3(2)】	こども青少年局
	区保健福祉センターにおける相談の充実	【再掲 3(2)】	こども青少年局
129	児童虐待ホットライン	こども相談センターに24時間365日体制で対応する児童虐待専用電話「児童虐待ホットライン」を設置し、フリーダイヤルで、市民等からの通告・相談を受理し、迅速な対応につなぎます。電話番号は、0120-01-7285(まずは一報、なにわっ子)で、専任相談員が対応します。	こども青少年局
130	法的対応機能強化事業	虐待相談においては、親とのトラブル等から保安上の問題や法的対応が求められることが多く、これらの面での体制強化が必要となることから、児童の保護や家族再統合等の援助を迅速かつ的確に実施する体制を整えることを目的として実施します。	こども青少年局
131	児童家庭支援センターの機能充実	虐待のおそれのある家庭等における児童や保護者に専門的な指導・助言・治療を行うとともに、こども相談センターと連携し、各区要保護児童対策地域協議会に対する助言や日常的な連携を図る機関として児童家庭支援センターの機能充実を図ります。	こども青少年局
	スクールソーシャルワーカーの活用	【再掲 1(3)、3(1)】	教育委員会事務局
	第三者専門家チームの設置	【再掲 1(3)】	教育委員会事務局

(区の特徴に応じて取り組む主な事業)

実施区	事業名	事業概要

施策4 生活基盤の確立支援の充実

(1) 就業を支援します

No.	事業名	事業概要	担当
132	ひとり親家庭等就業・自立支援センター事業	ひとり親家庭及び寡婦からの就業に関する相談に応じ必要なカウンセリングを行うとともに、就業支援講習会の実施、就業情報の提供等、一貫した就業支援サービスを行うとともに、生活相談、法律相談などの生活支援サービスを提供します。	こども青少年局
133	ひとり親家庭サポーター事業	ひとり親家庭及び寡婦の方を対象に、各区保健福祉センターにおいて、就職や自立支援に関する制度の情報を提供するとともに、きめ細かな就業相談を行います。また、訪問による相談や離婚前相談も実施します。	こども青少年局
134	ひとり親家庭自立支援給付金事業	ひとり親家庭の親に対し、職業能力の開発のための講座の受講経費の一部を補助します。また、資格取得を目的とする養成機関を受講する場合、生活費として給付金を支給します。また、高卒認定試験合格のための講座の受講費用の一部を補助します。	こども青少年局
135	企業等に対する啓発の促進	ひとり親家庭等就業支援機関が連携し、経済団体等に対して、ひとり親家庭等の就業促進に向け理解を求めよう、研修会等の場を活用して啓発を実施します。	こども青少年局
136	母子・父子福祉団体との随意契約	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく随意契約は、福祉的観点から、障がい・高齢・母子及び父子関連の施設・団体に対し、随意契約を行います。	こども青少年局
	ひとり親家庭等日常生活支援事業	【再掲 3(2)】	こども青少年局
137	総合就職サポート事業	民間事業者のノウハウを活用し、生活困窮者及び生活保護受給者に、「相談・助言」、「カウンセリング」、「ハローワークへの同行」、「就職あっせん」など、対象者に寄り添った支援を実施します。	福祉局
138	生活困窮者自立支援事業(就労ファーストステップ事業)	生活リズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下しているなど、日常生活上に課題があり、就労に向けて準備が整っていない生活困窮者を対象に、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成支援を行います。	福祉局
139	生活困窮者自立支援事業(住居確保給付金)	離職により住宅を失った又はそのおそれのある生活困窮者のうち、65歳未満で収入要件や資産要件を満たす者に対し、有期で家賃相当額を支給し、就労	福祉局

No.	事業名	事業概要	担当
		に向けた支援を行います。	
140	生活保護受給者等就労自立促進事業	保健福祉センターにハローワーク常設窓口を設置したり、ハローワークの巡回相談を実施する等により、求人情報の提供を中心とした就労支援を実施します。	福祉局
141	就労自立給付金	生活保護受給中の就労収入のうち、収入認定された金額の範囲内で別途一定額を仮想的に積み立て、安定就労の機会を得たことにより保護廃止に至った時に支給します。	福祉局
142	若者・女性の就労等トータルサポート事業	就職に向けた支援が必要な人を対象に、市内5か所で「しごと情報ひろば」等の就労相談窓口の設置や、一部の区役所で出張相談を実施することにより、就労阻害要因の克服や就労に関する意識・意欲の助長を図り、求職者を就職に結びつけます。	市民局
143	ママの就労支援事業	妊娠中や子育て中の保護者を対象に、仕事と生活の調和のとれた人生設計ができるよう就職準備セミナー、育休復帰セミナー、就職活動サポートセミナーなどの講座を実施します。	市民局
144	チャレンジ応援等	出産後、子育て後に何かやってみたいという女性を対象に相談や情報提供、起業のための講座などを実施します。	市民局

(2) 施設退所者の自立を支援します

No.	事業名	事業概要	担当
145	施設退所児童等に対する指導や支援	児童養護施設等退所予定児童や、退所し就職した児童が、社会生活への適応を容易にするための適切な指導・助言等を行うとともに、個別ケースに対する適切な就業環境を得るための職場開拓、面接等のアドバイス、就職後の相談等の就業支援を行います。	こども青少年局
146	児童自立生活援助事業	児童養護施設等を退所し、自立のための援助や生活指導等が必要と認められた児童に対し、就労への取組み及び職場の対人関係についての援助・指導を行い、児童の社会的自立を支援します。	こども青少年局
147	身元保証人確保対策事業	児童養護施設等に入所中又は退所した児童等の社会的自立を促進するため、就職やアパート等を借りる際の身元保証人及び連帯保証人を確保します。	こども青少年局
148	施設退所児童等居場所・自助活動支援事業	児童養護施設退所者等に対して、気軽な相談先や精神的な支えができる「居場所」を確保し、専門の職員を配置して相談やアドバイス等の支援を行い、児童養護施設退所者の社会的自立を支援します。	こども青少年局

No.	事業名	事業概要	担当
149	児童養護施設等退所児童自立生活支援事業	児童養護施設等退所者に対して、訪問等による支援を行い、退所者が貧困に陥ることのないよう適切な支援や関係機関等との連携を行うとともに、退所者を取り巻く環境や本人が抱える問題や課題等について実態を調査します。	こども青少年局
150	母子生活支援施設退所児童支援ネットワーク事業	母子生活支援施設を退所した児童を対象に、地域のネットワークを活用した学習支援の場を設定し、参加を呼びかけ、自尊感情の向上を目的とした支援を行うとともに、母親に対する児童支援の環境の醸成を目的とした支援を実施します。	こども青少年局

(3) 仕事と子育ての両立を支援します

No.	事業名	事業概要	担当
151	民間保育所等整備事業	保育が必要なすべての児童の入所枠を確保するための認可保育所、認定こども園、或いは地域型保育事業の整備促進策として、民間事業者に対して整備に係る経費の一部を補助します。	こども青少年局
152	延長保育事業	保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、通常の保育時間を延長し、保育を実施します。	こども青少年局
153	一時預かり事業(幼稚園型)	保護者の就労形態の多様化や遊び場、遊び仲間の減少、安全を確保しにくくなった地域環境によるニーズの高まりを受け、幼稚園等で教育時間終了後や長期休業中に一時預かり事業(預かり保育)を実施します。	こども青少年局
	一時預かり事業(一般型)	【再掲 3(2)】	こども青少年局
	病児・病後児保育事業	【再掲 3(2)】	こども青少年局
	子育て短期支援事業(子どものショートステイ事業)	【再掲 3(2)】	こども青少年局
	ファミリー・サポート・センター事業	【再掲 3(2)】	こども青少年局
154	多様な主体の参入促進事業	待機児童対策としての保育の受皿拡大や、市民ニーズに沿った多様な保育サービスの提供を進めるために、民間事業者の参入を促進し、新規参入事業者が保育の質を確保した上で、安定的かつ継続的に事業を運営できるよう支援します。	こども青少年局

No.	事業名	事業概要	担当
155	保育人材の確保対策	保育士有資格者が円滑に保育現場に就職できるような支援を行うことにより、有資格者の保育施設への就業を促し、待機児童解消のために必要な保育人材を確保します。	こども青少年局
	児童いきいき放課後事業	【再掲 1(4)、3(1)】	こども青少年局
	留守家庭児童対策事業	【再掲 1(4)、3(1)】	こども青少年局
156	女性の活躍リーディングカンパニー認証事業	「意欲のある女性が活躍し続けられる組織づくり」「仕事と生活の両立(ワーク・ライフ・バランス)支援」「男性の育児や家事、地域活動への参画支援」について積極的に推進する企業等を、大阪市が一定の基準に則り認証・表彰します。	市民局

(区の特徴に応じて取り組む主な事業)

実施区	事業名	事業概要

(4)子育て世帯を経済的に支援します

No.	事業名	事業概要	担当
157	児童手当	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として、児童手当法に基づき、児童を養育している方に手当を支給します。	こども青少年局
158	児童扶養手当	父母の離婚などで、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭(ひとり親家庭等)の生活の安定と、自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、手当を支給します。	こども青少年局
159	生活保護	生活に困った方に、最低限度の生活を保障するとともに、その自立を支援することを目的に、困窮の程度に応じて必要な保護を行います。	福祉局
160	助産施設	保健上必要があるにもかかわらず、経済的な理由によって入院助産を受けることができない妊産婦について、入院・出産に要する費用の一部を助成します。	こども青少年局
	幼稚園就園奨励費補助事業	【再掲 1(1)】	こども青少年局
	保育料(幼稚園・保育所等)の負担軽減	【再掲 1(1)】	こども青少年局

No.	事業名	事業概要	担当
	幼児教育の無償化の取り組み	【再掲 1(1)】	こども青少年局 福祉局
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	【再掲 1(1)】	こども青少年局
161	教育費等の負担軽減	経済的な理由により、就学が困難な児童生徒の就学を確保し、教育の機会均等を保障するため、児童生徒の保護者に対して、学用品費、修学旅行費、学校給食費等の必要な援助を行います。(就学援助費) 経済的な理由により、修学が困難な高校生等(市内に住所を有し、非課税世帯に属する者)に対し、入学又は学校教育に要した費用(授業料を除く。)の一部を支給します。(奨学費)	教育委員会事務局
	塾代助成事業	【再掲 1(2)、1(4)】	こども青少年局
	こども医療費助成制度	【再掲 2(2)】	こども青少年局
162	ひとり親家庭医療費助成制度	ひとり親家庭の方が健康保険証を使って医療機関等を受診した際に、保険診療の自己負担額から一部自己負担額を除く医療費等を助成することにより、ひとり親家庭の方の健康の保持及び生活の安定に寄与し、その福祉の向上を図ります。	こども青少年局
163	母子父子寡婦福祉資金貸付	ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立と生活の安定、こどもの福祉を図るために、各種資金の貸付を行います。	こども青少年局
164	寡婦(寡夫)に係る個人市・府民税減免制度	寡婦(寡夫)に該当する方で、一定所得以下の場合、地方税法において非課税規定が設けられていますが、非課税基準を上回ると、全額の税負担が生じることになるため、急激な負担増に配慮し、申請により、段階的に個人市・府民税を減額しています。	財政局
165	各種子育て支援サービスの利用料の減免	一定所得以下の世帯に対し、利用料等の減免を実施しています。 【対象事業】 保育所等における延長保育事業、病児・病後児保育事業、一時預かり事業(一般型)、子どものショートステイ事業 など	こども青少年局
166	大阪市立有料自転車駐車場利用料の減額	世帯の構成員(1世帯につき1人に限る)が、有料駐輪場1か所に限り、回数券又は定期券の利用料金の5割の減額措置を実施しています。	建設局
167	JR 通勤定期の特別割引	児童扶養手当を受給する世帯の世帯員が、JR を利用して通勤している場合に、通勤定期乗車券を3割引で購入できる証明書を発行しています。	こども青少年局

No.	事業名	事業概要	担当
168	養育費の確保支援事業	養育費の取決めや支払いは親としての当然の責務であるとの社会的認識を深めるため、養育費に関する講座の開催やパンフレットの作成など、広報・啓発活動を推進するとともに、相談従事者等に対して研修を行い相談技能の向上を図ります。また、区役所等において、弁護士による専門相談を実施しています。	こども青少年局
169	ひとり親世帯向け市営住宅入居者募集の実施	配偶者のない者とそのこども(20歳未満の児童が含まれていること)のみで構成する世帯に対して、他の募集区分とは別に募集区分を設け、年1回、市営住宅入居者募集を実施しています。	こども青少年局
170	市営住宅(公営住宅)における子育て世帯の入居要件の緩和	特に居住の安定を図るべき対象として、高等学校修了前とされる年齢(18歳まで)のこどもを含む世帯に対して、公営住宅の入居者資格(収入基準)を緩和しています。	都市整備局
171	子育て世帯向け市営住宅入居者募集の実施	現在同居しているか、又は同居しようとする高等学校修了前とされる年齢(18歳まで)のこどもを含む親子を中心とした2人以上の親族で構成する世帯に対して、他の募集区分とは別に募集区分を設け、年3回、市営住宅入居者募集を実施しています。	都市整備局
172	多子世帯に対する当選確率優遇(2月・7月定期募集)	18歳未満のこどもが3人以上いる世帯に対し、抽選番号を二つ付与し、当選確率の優遇を実施しています。	都市整備局
173	子育て世帯等の民間賃貸住宅への円滑な入居に係る相談・情報提供	市立住まい情報センターにおいて、子育て世帯等を含むすべての方を対象に、住まいや暮らしに関する様々な相談や、子育て世帯等の入居を受け入れる民間賃貸住宅等に係る情報提供を、窓口及び電話で実施しています。	都市整備局

第4章 計画の推進にあたって

1 こども・子育て支援会議

平成 25 年 4 月に、本市におけるこども・子育て支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、こどもの保護者、事業主・労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業の従事者、学識経験者等で構成する「こども・子育て支援会議」(以下、「支援会議」といいます。)を設置しました。この会議は、「こども・子育て支援会議条例」が平成 25 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、それ以前に設置されていた「大阪市次世代育成支援対策推進会議」の機能を引き継いでいます。

計画の策定にあたっては、平成 29 年 9 月に、支援会議のもとに「こどもの貧困対策に関する推進計画策定部会」を置き審議を重ねるとともに、審議経過について支援会議のみなさまに報告して御意見をいただいています。今後、計画の進捗管理についても支援会議の委員のみなさまから御意見をいただきながら、よりよい施策の推進を図ります。

2 こどもの貧困対策推進本部会議

平成 28 年 2 月に、こどもの貧困対策にかかる施策を総合的かつ円滑に推進するため、市長を本部長とする「こどもの貧困対策推進本部会議」(以下、「推進本部会議」といいます。)を設置しました。

計画については、推進本部会議及び推進本部会議のもとに開催した幹事会議において全庁的な検討を重ねながら策定作業を進めました。今後、推進本部会議のもと関係部署が連携しながら、計画に基づく取組みを推進し、施策の一層の充実を図ります。

参考資料

1 こども・子育て支援会議条例(平成 25 年大阪市条例第 6 号)

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 77 条第 1 項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 25 条の合議制の機関として、本市にこども・子育て支援会議(以下「支援会議」という。)を置く。

(組織)

第 2 条 支援会議は、委員 25 人以内で組織する。

2 支援会議の委員は、保護者(法第 6 条第 2 項に規定する保護者をいう。)、事業主を代表する者、労働者を代表する者、法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援(以下「子ども・子育て支援」という。)に関する事業に従事する者、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 3 条 支援会議の委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 支援会議の委員は、再任されることができる。

(会長)

第 4 条 支援会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、支援会議を代表し、議事その他の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(専門委員)

第 5 条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、支援会議に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(部会)

第 6 条 支援会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び専門委員で組織する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会を代表し、議事その他の会務を総理する。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 7 条 支援会議の会議は、会長が招集する。

2 支援会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 支援会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(関係者の出席)

第8条 支援会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(部会の運営)

第9条 前2条の規定は、部会の会議及び議事について準用する。この場合において、これらの規定中「支援会議」とあるのは「部会」と、第7条第1項及び第3項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(施行の細目)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月22日条例第97号、平成27年4月1日施行、告示第136号)

- 1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 こども・子育て支援会議は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号。以下「改正法」という。)による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条に規定する事項(改正法附則第9条の規定により改正法の施行の日前においても行うことができる行為に関する事項に限る。)について、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後のこども・子育て支援会議条例の規定の例により、調査審議することができる。

2 こども・子育て支援会議条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、こども・子育て支援会議条例(平成25年大阪市条例第6号)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(庶務)

第2条 こども・子育て支援会議(以下「支援会議」という。)の庶務は、こども青少年局において処理する。

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、支援会議の運営に関し必要な事項は、支援会議の会長が定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

こども・子育て支援会議 委員名簿(敬称略 50音順)

役職	氏名	役職名
委員	片上 星太郎	学校法人片上学園理事長、認定こども園万代幼稚園園長
委員	勝部 一久	大阪市青少年指導員連絡協議会事務局長
委員	小谷 啓二	社会福祉法人石井記念愛染園 愛染橋児童館館長
委員	小林 眞喜子	公益社団法人大阪市ひとり親家庭福祉連合会会長
委員	近藤 道	一般社団法人大阪市私立保育園連盟会長
委員	佐坂 陽子	大阪市 PTA 協議会副会長
委員	白國 哲司	大阪市民生委員児童委員協議会会長
委員	竹内 豊介	連合大阪大阪市地域協議会副議長
委員	辰巳 正信	一般社団法人大阪市私立幼稚園連合会会長
委員	寺見 陽子	神戸松蔭女子学院大学人間科学部子ども発達学科教授
委員	中田 浩	大阪市児童福祉施設連盟会長
委員	仲松 みつえ	公募委員
委員	中山 良明	大阪市子ども会育成連合協議会会長
委員	西嶋 善親	社会福祉法人大阪市社会福祉協議会常務理事
委員	西村 英一郎	弁護士
委員	野田 文子	関西福祉科学大学教育学部教授
委員	鱧谷 貴	大阪商工会議所人材開発部長
委員	彦野 直子	公募委員
会長代理	福田 公教	関西大学人間健康学部人間健康学科准教授
委員	藤井 薫	公募委員
委員	舟本 仁一	地方独立行政法人大阪市民病院機構 大阪市立住吉市民病院院長
委員	村田 和子	和歌山大学地域連携・生涯学習センター長、教授
会長	山野 則子	大阪府立大学人間社会システム科学研究科教授
委員	渡邊 和香	NPO 法人女性と子育て支援グループ pokkapoka 代表理事

こどもの貧困対策に関する推進計画策定部会 委員名簿(敬称略 50音順)

役職	氏名	役職名
部会長代理	遠藤 和佳子	関西福祉科学大学社会福祉学部教授
委員	後藤 幸雄	もと大阪市教育次長
委員	竹村 安子	もと大阪市立大学生活科学部非常勤講師
部会長	山野 則子	大阪府立大学人間社会システム科学研究科教授
委員	横山 美江	大阪市立大学大学院看護学研究科教授

3 大阪市こどもの貧困対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 子どもの貧困対策の推進に関する法律(平成25年法律第64号)の趣旨を踏まえ、子どもの貧困対策にかかる施策を総合的かつ円滑に推進するため、大阪市こどもの貧困対策推進本部(以下「本部」という。)を設置する。

(組織)

第2条 本部は、本部長、副本部長、統括本部員及び本部員で組織する。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長は、こども青少年局が所管する事務を担当する副市長をもって充てる。

4 統括本部員は、こどもの貧困を担当するこども青少年局こどもの貧困対策推進室長の職にある者をもって充てる。

5 本部員は、本部長が指名する区長、政策企画室長、市民局長、福祉局長、健康局長、こども青少年局長、都市整備局長、教育長の職にある者をもって充てる。

(本部長等の職務)

第3条 本部長は、本部の事務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

3 統括本部員は、本部長及び副本部長を補佐し、調査、企画及び連絡調整の中心的役割を務める。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が随時招集して行う。

2 本部長が必要と認めるときは、本部員以外の者に会議への出席を求めることができる。

(幹事長及び副幹事長並びに幹事)

第5条 本部員を補佐させるため、本部に幹事長及び副幹事長並びに幹事を置く。

2 幹事長は、こども青少年局こどもの貧困対策推進担当部長兼教育委員会事務局教育環境支援担当部長の職にある者をもって充てる。

3 副幹事長は、教育委員会事務局教育改革推進担当部長兼こども青少年局こどもの貧困対策推進担当部長の職にある者及び教育委員会事務局学校力支援担当部長兼こども青少年局こどもの貧困対策推進担当部長をもって充てる。

4 幹事は、本部長が指名する職にある者をもって充てる。

5 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事を招集し幹事会議を開催することができる。

6 幹事長は、幹事会議を主宰するとともに、必要があると認めるときは、幹事以外の者に会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、こども青少年局において処理する。

(施行の細目)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 2 月 26 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

大阪市こどもの貧困対策推進本部 構成員

本 部	本部長	市長
	副本部長	副市長(こども青少年局担当)
	統括本部員	こども青少年局こどもの貧困対策推進室長
	本部員	区長会こども・教育部会担当区長代表 区長会福祉・健康部会担当区長代表 政策企画室長 市民局長 福祉局長 健康局長 こども青少年局長 都市整備局長 教育長
幹 事	幹事長	こども青少年局こどもの貧困対策推進担当部長 兼教育委員会事務局教育環境支援担当部長
	副幹事長	教育委員会事務局教育改革推進担当部長 兼こども青少年局こどもの貧困対策推進担当部長 教育委員会事務局学校力支援担当部長 兼こども青少年局こどもの貧困対策推進担当部長
	幹事	区長会こども・教育部会担当区長代表区担当課長 区長会福祉・健康部会担当区長代表区担当課長 政策企画室 企画部政策企画担当課長 市民局 ダイバーシティ推進室雇用・勤労施策課長 福祉局 総務部企画担当課長 健康局 健康推進部健康施策課長 こども青少年局 企画部経理・企画課長 こども青少年局 企画部こどもの貧困対策推進担当課長 都市整備局 企画部住宅政策課長 教育委員会事務局 総務部教育政策課長

4 パブリック・コメント手続きの実施結果について

5 図表目次

図番号	図名称	掲載ページ
1-1	相対的貧困率の推移(こどもの貧困率)	1
1-2	相対的貧困率の推移(こどもがいる現役世帯の貧困率)	1
2-1	相対的貧困率の国際比較(こどもの貧困率)(平成22年)	2
2-2	相対的貧困率の国際比較(こどもがいる現役世帯のうち大人が一人の世帯)(平成22年)	2
3-1	困窮度別に見た、こどもに対する経済的な理由による経験(小5・中2のいる世帯)	6
3-2	困窮度別に見た、こどもに対する経済的な理由による経験(5歳児のいる世帯)	6
4-1	困窮度別に見た、世帯における経済的な理由による経験(小5・中2のいる世帯)	7
4-2	困窮度別に見た、世帯における経済的な理由による経験(5歳児のいる世帯)	7
5-1	困窮度別に見た、こどもに対する経済的な理由による経験の該当数の平均(小5・中2のいる世帯)	7
5-2	困窮度別に見た、こどもに対する経済的な理由による経験の該当数の平均(5歳児のいる世帯)	7
6-1	困窮度別に見た、世帯における経済的な理由による経験の該当数の平均(小5・中2のいる世帯)	7
6-2	困窮度別に見た、世帯における経済的な理由による経験の該当数の平均(5歳児のいる世帯)	7
7-1	世帯構成別に見た、収入の状況(小5・中2のいる世帯)	8
7-2	世帯構成別に見た、収入の状況(5歳児のいる世帯)	8
8-1	世帯構成別に見た、家計の状況(小5・中2のいる世帯)	9
8-2	世帯構成別に見た、家計の状況(5歳児のいる世帯)	9
9-1	世帯構成別に見た、困窮度(小5・中2のいる世帯)	9
9-2	世帯構成別に見た、困窮度(5歳児のいる世帯)	9
10-1	世帯構成別に見た、就労状況(小5・中2のいる世帯)	9
10-2	世帯構成別に見た、就労状況(5歳児のいる世帯)	9
11-1	就労状況別に見た、家計状況(小5・中2のいる世帯)	9
11-2	就労状況別に見た、家計状況(5歳児のいる世帯)	9
12-1	初めて親となった年齢別に見た、困窮度(小5・中2のいる世帯)(母親が回答者)	10
12-2	初めて親となった年齢別に見た、困窮度(5歳児のいる世帯)(母親が回答者)	10
13-1	初めて親となった年齢別に見た、母親の最終学歴(小5・中2のいる世帯)(母親が回答者)	10
13-2	初めて親となった年齢別に見た、母親の最終学歴(5歳児のいる世帯)(母親が回答者)	10
14-1	初めて親となった年齢別に見た、就労状況(小5・中2のいる世帯)(母親が回答者)	11
14-2	初めて親となった年齢別に見た、就労状況(5歳児のいる世帯)(母親が回答者)	11
15	困窮度別に見た、就学援助の受給状況(小5・中2のいる世帯)	11
16-1	困窮度別に見た、児童扶養手当受給状況(小5・中2のいる世帯)(ひとり親世帯)	11
16-2	困窮度別に見た、児童扶養手当受給状況(5歳児のいる世帯)(ひとり親世帯)	11
17-1	困窮度別に見た、養育費受給状況(小5・中2のいる世帯)(ひとり親世帯)	12
17-2	困窮度別に見た、養育費受給状況(5歳児のいる世帯)(ひとり親世帯)	12
18-1	困窮度別に見た、朝食の頻度(小5・中2のいる世帯)	12
18-2	困窮度別に見た、朝食の頻度(5歳児のいる世帯)	12
19-1	困窮度別に見た、おうちの人と朝食を食べるか(小5・中2のいる世帯)	12
19-2	困窮度別に見た、おうちの人と朝食を食べるか(5歳児のいる世帯)	12
20-1	困窮度別に見た、就寝時間(小5・中2のいる世帯)	13
20-2	困窮度別に見た、就寝時間(5歳児のいる世帯)	13

図番号	図名称	掲載ページ
21	困窮度別に見た、遅刻の状況(小5・中2のいる世帯)	13
22-1	就寝時間別に見た、朝食の頻度(小5・中2のいる世帯)	13
22-2	就寝時間別に見た、朝食の頻度(5歳児のいる世帯)	13
23	朝食の頻度別に見た、遅刻の状況(小5・中2のいる世帯)	14
24	就寝時間別に見た、遅刻の状況(小5・中2のいる世帯)	14
25	保護者の将来への希望別に見た、遅刻の状況(小5・中2のいる世帯)	14
26	朝食の頻度別に見た、保護者と子どもとの関わり(子どもへの信頼)(小5・中2のいる世帯)	14
27	朝食の頻度別に見た、保護者と子どもとの関わり(子どもとの会話)(小5・中2のいる世帯)	14
28	困窮度別に見た、しつけの状況(5歳児のいる世帯)	15
29	保護者の将来への希望別に見た、しつけの状況(5歳児のいる世帯)	15
30	世帯構成別に見た、しつけの状況(5歳児のいる世帯)	15
31-1	困窮度別に見た、自分の体や気持ちで気になること(小5・中2のいる世帯・保護者回答)	16
31-2	困窮度別に見た、自分の体や気持ちで気になること(5歳児のいる世帯・保護者回答)	16
31-3	困窮度別に見た、自分の体や気持ちで気になること(小5・中2のいる世帯・子ども回答)	17
32-1	世帯における経済的な理由による経験(図4-1参照)該当数別に見た、自分の体や気持ちで気になること(小5・中2のいる世帯・保護者回答)	17
32-2	世帯における経済的な理由による経験(図4-1参照)該当数別に見た、自分の体や気持ちで気になること(5歳児のいる世帯・保護者回答)	17
32-3	世帯における経済的な理由による経験(図4-1参照)該当数別に見た、自分の体や気持ちで気になること(小5・中2のいる世帯・子ども回答)	17
33-1	世帯構成別に見た、自分の体や気持ちで気になること(小5・中2のいる世帯・保護者回答)	18
33-2	世帯構成別に見た、自分の体や気持ちで気になること(5歳児のいる世帯・保護者回答)	18
33-3	世帯構成別に見た、自分の体や気持ちで気になること(小5・中2のいる世帯・子ども回答)	18
34-1	初めて親となった年齢別に見た、自分の体や気持ちで気になること(小5・中2のいる世帯・保護者回答)(母親が回答者)	19
34-2	初めて親となった年齢別に見た、自分の体や気持ちで気になること(5歳児のいる世帯・保護者回答)(母親が回答者)	19
35-1	困窮度別に見た、心の状態(生活を楽しんでいる)(小5・中2のいる世帯・保護者回答)	20
35-2	困窮度別に見た、心の状態(生活を楽しんでいる)(5歳児のいる世帯・保護者回答)	20
36-1	困窮度別に見た、心の状態(将来への希望)(小5・中2のいる世帯・保護者回答)	20
36-2	困窮度別に見た、心の状態(将来への希望)(5歳児のいる世帯・保護者回答)	20
37-1	困窮度別に見た、心の状態(ストレスを発散できるもの)(小5・中2のいる世帯・保護者回答)	20
37-2	困窮度別に見た、心の状態(ストレスを発散できるもの)(5歳児のいる世帯・保護者回答)	20
38-1	困窮度別に見た、心の状態(幸せだと思う)(小5・中2のいる世帯・保護者回答)	21
38-2	困窮度別に見た、心の状態(幸せだと思う)(5歳児のいる世帯・保護者回答)	21
39	困窮度別に見た、授業以外の勉強時間(小5・中2のいる世帯)	21
40	困窮度別に見た、授業以外の読書時間(小5・中2のいる世帯)	21
41	困窮度別に見た、学習理解度(小5・中2のいる世帯)	21
42	起床時間の規則性別に見た、授業以外の勉強時間(小5・中2のいる世帯)	22
43	朝食の頻度別に見た、授業以外の勉強時間(小5・中2のいる世帯)	22
44	起床時間の規則性別に見た、授業以外の読書時間(小5・中2のいる世帯)	22
45	朝食の頻度別に見た、授業以外の勉強時間(小5・中2のいる世帯)	22

図番号	図名称	掲載ページ
46	起床時間の規則性別に見た、学習理解度(小5・中2のいる世帯)	23
47	朝食の頻度別に見た、学習理解度(小5・中2のいる世帯)	23
48	困窮度別に見た、こどもが希望する進学先(小5・中2のいる世帯)	23
49	母親の最終学歴別に見た、こどもが希望する進学先(小5・中2のいる世帯)	23
50	父親の最終学歴別に見た、こどもが希望する進学先(小5・中2のいる世帯)	23
51	困窮度別に見た、こどもの進学予測(小5・中2のいる世帯・保護者回答)	24
52	困窮度別に見た、保護者とこどもの関わり(こどもの将来への期待)(小5・中2のいる世帯)	24
53-1	困窮度別に見た、放課後一緒に過ごす人(小5のいる世帯)	25
53-2	困窮度別に見た、放課後一緒に過ごす人(中2のいる世帯)	25
54-1	世帯構成別に見た、放課後一緒に過ごす人(小5のいる世帯)	25
54-2	世帯構成別に見た、放課後一緒に過ごす人(中2のいる世帯)	25
55	放課後一人で過ごすかとこどもの自己効力感(小5・中2のいる世帯)	25
56-1	困窮度別に見た、放課後に過ごす場所(小5のいる世帯)	26
56-2	困窮度別に見た、放課後に過ごす場所(中2のいる世帯)	26
57-1	世帯構成別に見た、放課後に過ごす場所(小5のいる世帯)	27
57-2	世帯構成別に見た、放課後に過ごす場所(中2のいる世帯)	27
58-1	困窮度別に見た、学習塾等に通う割合(小5のいる世帯)	28
58-2	困窮度別に見た、学習塾等に通う割合(中2のいる世帯)	28
59-1	困窮度別に見た、毎日の生活で楽しいこと(小5のいる世帯・こども回答)	28
59-2	困窮度別に見た、毎日の生活で楽しいこと(中2のいる世帯・こども回答)	28
60-1	困窮度別に見た、悩んでいること(小5のいる世帯・こども回答)	29
60-2	困窮度別に見た、悩んでいること(中2のいる世帯・こども回答)	29
61-1	世帯構成別に見た、悩んでいること(小5のいる世帯・こども回答)	29
61-2	世帯構成別に見た、悩んでいること(中2のいる世帯・こども回答)	29
62-1	困窮度別に見た、保護者が困ったときの相談先(小5・中2のいる世帯)	31
62-2	困窮度別に見た、保護者が困ったときの相談先(5歳児のいる世帯)	31
63-1	困窮度別に見た、相談できる相手(小5・中2のいる世帯)	31
63-2	困窮度別に見た、相談できる相手(5歳児のいる世帯)	31
64-1	世帯構成別に見た、保護者が困ったときの相談先(小5・中2のいる世帯)	32
64-2	世帯構成別に見た、保護者が困ったときの相談先(5歳児のいる世帯)	32
65-1	世帯構成別に見た、相談できる相手(小5・中2のいる世帯・保護者回答)	32
65-2	世帯構成別に見た、相談できる相手(5歳児のいる世帯・保護者回答)	32
66	地域社会に相談相手がいるかどうかと、保護者とこどもの関わり(おうちの大人に宿題を見てもらうか)(小5・中2のいる世帯)	33
67	地域社会に相談相手がいるかどうかと、保護者とこどもの関わり(おうちの大人と学校の話をするか)(小5・中2のいる世帯)	33

大阪市こどもの貧困対策推進計画

平成 年 月

大阪市こども青少年局企画部経理・企画課

〒530-8201 大阪市北区中之島1-3-20

TEL 06-6208-8153

FAX 06-6202-7020